

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月24日
【事業年度】	第113期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
【会社名】	株式会社愛知銀行
【英訳名】	The Aichi Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 伊藤 行記
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目14番12号
【電話番号】	052（251）3211（大代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員総合企画部長 石川 恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 株式会社愛知銀行 東京支店
【電話番号】	03（3662）3680（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長 山本 善也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社愛知銀行 岐阜支店 （岐阜市神田町九丁目27番地）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	50,233	49,893	52,895	53,281	56,112
連結経常利益	百万円	6,363	7,086	4,138	6,043	15,534
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,274	4,682	2,930	4,266	10,945
連結包括利益	百万円	11,566	△5,308	△19,030	38,098	△5,119
連結純資産額	百万円	236,045	229,790	209,350	246,391	239,512
連結総資産額	百万円	3,153,970	3,142,287	3,246,230	3,788,132	4,320,749
1株当たり純資産額	円	21,373.25	20,777.69	19,055.59	22,480.79	21,811.72
1株当たり当期純利益	円	394.27	431.85	272.08	396.82	1,017.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	392.49	429.80	270.64	394.46	1,011.45
自己資本比率	%	7.3	7.2	6.3	6.4	5.4
連結自己資本利益率	%	1.89	2.05	1.36	1.91	4.59
連結株価収益率	倍	13.59	7.95	11.67	7.61	4.46
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△26,126	828	△128,698	34,723	314,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,577	25,857	79,123	55,752	△54,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,037	△959	△1,504	△1,100	△1,746
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	160,202	185,930	134,849	224,225	482,440
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,628 [632]	1,582 [596]	1,537 [573]	1,507 [564]	1,500 [546]

(注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	42,920	42,058	44,339	44,521	47,461
経常利益	百万円	6,117	6,672	3,881	5,581	15,199
当期純利益	百万円	4,218	4,512	2,831	4,091	10,801
資本金	百万円	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
発行済株式総数	千株	10,943	10,943	10,943	10,943	10,943
純資産額	百万円	228,828	223,171	203,479	236,334	229,334
総資産額	百万円	3,137,541	3,126,383	3,231,273	3,769,668	4,304,237
預金残高	百万円	2,754,818	2,787,548	2,812,174	3,225,480	3,393,856
貸出金残高	百万円	1,809,336	1,810,840	2,070,410	2,535,515	2,766,466
有価証券残高	百万円	1,113,178	1,069,430	965,702	954,671	994,364
1株当たり純資産額	円	21,080.29	20,548.47	18,898.09	21,948.71	21,275.57
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額)	円 (円)	90 (45)	100 (45)	100 (50)	120 (50)	310 (90)
1株当たり当期純利 益	円	389.09	416.18	262.83	380.57	1,003.85
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	387.34	414.19	261.43	378.31	998.15
自己資本比率	%	7.3	7.1	6.3	6.3	5.3
自己資本利益率	%	1.89	2.00	1.33	1.86	4.64
株価収益率	倍	13.78	8.25	12.08	7.94	4.52
配当性向	%	23.1	24.0	38.0	31.5	30.9
従業員数 [外、平均臨時従業 員数]	人	1,604 [569]	1,554 [535]	1,508 [511]	1,478 [504]	1,468 [491]
株主総利回り (比較指標：配当込 みTOPIX)	%	88.0 (115.9)	58.6 (110.0)	56.0 (99.6)	55.4 (141.5)	85.0 (144.3)
最高株価	円	7,230	5,420	4,025	3,465	5,260
最低株価	円	5,110	3,135	2,301	2,520	2,727

- (注) 1. 第113期(2022年3月)中間配当についての取締役会決議は2021年11月12日に行いました。
2. 第112期(2021年3月)の1株当たり配当額のうち20円は特別配当であります。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

1910年9月	日本貯蓄興業株式会社を設立（設立日9月17日 資本金10万円 本店名古屋市）
1916年10月	無尽業の営業免許 名古屋無尽株式会社に商号変更
1918年6月	株式会社愛知無尽を設立（設立日6月24日 資本金5万円 本店愛知県丹羽郡）
1942年2月	合併により愛知無尽株式会社を設立（設立日2月4日 資本金60万円 本店名古屋市） （名古屋無尽株式会社、株式会社愛知無尽の2社合併）
1944年5月	合併により愛知合同無尽株式会社を設立（設立日5月15日 資本金180万円 本店名古屋市） 愛知無尽株式会社、勸業無尽株式会社(1941年8月設立 資本金60万円 本店名古屋市)、東海 無尽株式会社（1941年9月設立 資本金30万円 本店豊橋市）の3社合併
1948年2月	中央無尽株式会社に商号変更
1951年10月	相互銀行業の営業免許（10月20日） 株式会社中央相互銀行に商号変更
1961年10月	当行株式 名古屋証券取引所 第2部上場
1964年2月	当行株式 名古屋証券取引所 第1部上場
1971年4月	昭和信用組合を合併
1972年7月	第1次 オンラインシステム稼働
1973年4月	品野信用組合を合併
1974年8月	外国為替業務取扱開始
1978年1月	愛銀リース株式会社設立
1981年10月	第2次 オンラインシステム稼働
1983年2月	株式会社愛銀ディーシーカード設立
1983年5月	愛銀ファイナンス株式会社設立
1983年7月	愛銀ファクター株式会社設立
1986年6月	債券ディーリング業務開始
1988年5月	第3次 オンラインシステム稼働
1988年6月	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
1989年1月	普通銀行への転換認可（1月25日）
1989年2月	株式会社愛知銀行に商号変更
1989年6月	金融先物取引業務開始
1989年9月	愛銀コンピュータサービス株式会社設立
1989年10月	愛銀ビジネスサービス株式会社設立
1990年5月	国債先物オプション取引業務開始
1991年7月	日本円短期金利先物オプション取引業務開始
1992年8月	当行株式 東京証券取引所 第1部上場
1993年11月	信託契約代理業務開始
1996年1月	新勘定系オンラインシステム稼働
1998年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始
2001年4月	損害保険商品窓口販売業務開始
2001年5月	愛銀ファクター株式会社、株式会社愛銀ディーシーカードに合併し、解散
2001年7月	愛銀ファイナンス株式会社、株式会社愛銀ディーシーカードに合併し、解散
2002年5月	金融先物取引業務中止
2002年10月	生命保険商品窓口販売業務開始
2003年9月	株式売出しの実施
2004年12月	証券仲介業務開始
2007年1月	基幹系システムのN T Tデータ地銀共同センターへの移行
2014年4月	名古屋市中村区に愛知銀行名古屋駅前ビル竣工
2017年12月	株式売出しの実施
2021年12月	株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の経営統合に関する基本合意書締結
2022年1月	愛知キャピタル株式会社設立
2022年4月	東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミアム市場へ移行
2022年5月	株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同持株会社設立に関する経営統合契約書の締結及び 株式移転計画書の作成

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社5社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託契約代理業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託及び生命保険商品の窓口販売業務を行い、公共性の高い地域金融機関としての役割を果たすため、利便性の高いより高度な金融サービスを提供しております。

証券業務として商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、社債受託及び登録業務、証券仲介業務等を行っております。

信託契約代理業務として本店ほか11支店において公益信託業務、特定贈与信託業務、土地信託業務、動産設備信託業務、年金信託業務、証券信託業務を行っております。

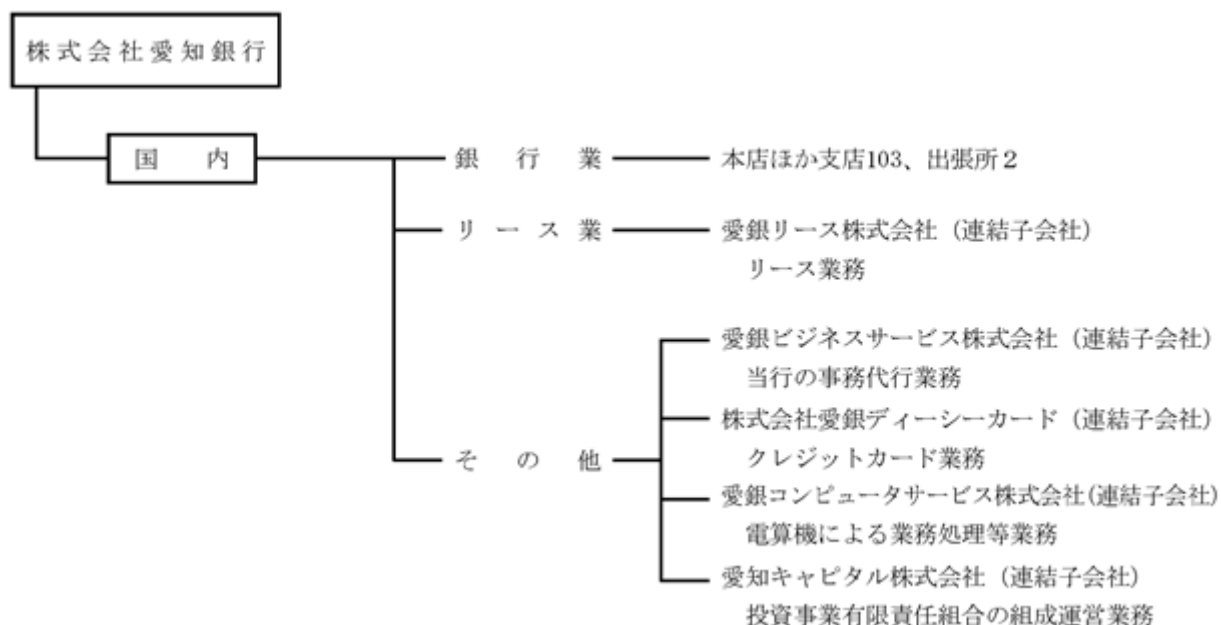
〔リース業〕

愛銀リース株式会社において、リース業務を行っております。

〔その他〕

愛銀ビジネスサービス株式会社において事務代行業務、株式会社愛銀ディーシーカードにおいてクレジットカード業務、愛銀コンピュータサービス株式会社において電算機による業務処理等業務、愛知キャピタル株式会社において投資事業有限責任組合の組成運営業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有（又は被 所有）割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 愛銀ビジネス サービス株式会 社	名古屋市 中村区	30	銀行事務サー ビス業	所有 100.00 (－)	3 (1)	－	預金取引関係	当行より建物 の一部賃借	－
(連結子会社) 株式会社愛銀 ディーシーカード	名古屋市 中村区	30	クレジット カード業	所有 88.30 (45.41)	2 (1)	－	預金取引関係	当行より建物 の一部賃借	－
(連結子会社) 愛銀リース株式 会社	名古屋市 中村区	20	リース業	所有 46.85 (－)	2 (1)	－	金銭貸借 預金取引関係 リース取引関 係	当行より建物 の一部賃借	－
(連結子会社) 愛銀コンピュー タサービス株式 会社	名古屋市 中村区	10	電算機による 業務処理等	所有 100.00 (95.00)	3 (1)	－	預金取引関係	当行より建物 の一部賃借	－
(連結子会社) 愛知キャピタル 株式会社	名古屋市 中区	90	投資事業有限 責任組合の組 成運営業務等	所有 100.00 (－)	4 (－)	－	預金取引関係	当行より建物 の一部賃借	－

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は、子会社による間接所有の割合（内書き）であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。
5. 愛銀リース株式会社については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く。）の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、セグメント情報の経常収益に占める当該連結子会社の経常収益（セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。）の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2022年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数（人）	1,468 [491]	12 [10]	20 [45]	1,500 [546]

- (注) 1. 従業員数は、当行グループからグループ外への出向者19人、嘱託及び臨時従業員529人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2022年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,468 [491]	41.5	18.7	6,218

- (注) 1. 従業員数は、当行から行外への出向者51人、嘱託及び臨時従業員476人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、愛知銀行従業員組合と称し、組合員数は1,209人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)経営の基本方針

当行は、経営理念である「地域社会からの信頼を大切にし、地域社会の繁栄に貢献します」のもと、役職員一同、日々の営業活動の中で実践すべく努力してまいりました。今後につきましても、こうした経営理念を堅持し、公共性の高い地域金融機関としての役割を果たす所存でございます。

具体的には、地域金融機関としての当行の役割・責務を果たすため、愛知県を主体とした地域における中堅・中小事業者のみなさま及び個人世帯のみなさまのニーズにお応えすべく、経営支援等に積極的に取り組むとともに、これまで以上に利便性の高い、より高度な金融サービスを愛知銀行グループとして提供してまいります。

(2)目標とする経営指標

当行は、2022年4月から3か年の「第12次中期経営計画」に取り組んでおります。

第12次中期経営計画の初年度となる2023年3月期の目標とする主な経営指標は以下のとおりであります。

当期純利益	108億円
ROE（当期純利益ベース）	4%以上
コアOHR	67%以下
連結自己資本比率	9.5%以上

(3)中長期的な経営戦略

「第12次中期経営計画」では、基本戦略として「課題解決力とチャネル強化（営業戦略）」、「経営の効率化と適正化（基盤戦略）」、「企業文化改革と人財育成（人財戦略）」の3つを掲げ、「地域へ信頼と最良の金融サービスを提供し、地域とともに成長し続ける価値創造リーディングバンク」を目指してまいります。

各基本戦略における具体的な内容は以下の通りです。

①「課題解決力とチャネル強化（営業戦略）」

コンサルティング機能の発揮とデジタル技術を活用したチャネル強化により、脱炭素社会への移行を支援し、地域とともに成長するビジネスモデルを構築します。

- イ. ソリューションメニューの充実によるコンサルティング機能の強化
- ロ. 個人向けサービスの充実
- ハ. 非対面チャネルの強化
- ニ. マーケット環境に応じた営業体制の確立

②「経営の効率化と適正化（基盤戦略）」

生産性向上と経営資源の最適化により経営の持続可能性を確立し、地域とともに持続的な成長を目指します。

- イ. 人員の戦略的再配置
- ロ. IT・デジタル化促進と業務効率化（BPR）
- ハ. グループ総合力の発揮
- ニ. 経営管理の高度化

③「企業文化改革と人財育成（人財戦略）」

スピードと挑戦を重視する企業文化を確立し、全職員が活躍、働きがいある、活力ある組織を構築します。

- イ. スピードと挑戦を重視した企業文化の確立
- ロ. プロフェッショナル人財の育成
- ハ. ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組み強化
- ニ. ES経営、健康経営への取り組み強化

(4)経営環境

当連結会計年度のわが国経済を振り返りますと、コロナ禍が長期化する厳しい状態のなか対面型のサービス業等の経済活動は依然として停滞し、供給制約の影響も残っているものの、輸出・生産は増加基調が続き、企業収益の改善に繋がっており、景気は持ち直しの動きが続いております。

一方、愛知県を中心とした当地域につきましては、主要産業である自動車関連産業において、長引く半導体不足や新型コロナウイルス感染症の拡大による部品供給網の混乱により生産が回復しておらず、輸出と生産は足踏み状態にあり、個人消費についても飲食・宿泊サービス等で下押し圧力が強く、国内全体とは異なり景気の持ち直しの動きは一服しております。

なお、景気の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢を巡ってエネルギー価格等が一段と高騰するなどの不確実性は高いものの、社会経済活動が正常化に向かう中で、各種経済対策の効果や海外経済の改善等により、持ち直していくことが期待されます。

金融面をみますと、日本銀行は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策」のもとでの新型コロナウイルス対応資金繰り支援特別プログラム等により、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努め、必要があれば躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じるとしております。

当行を取り巻く経営環境を展望しますと、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せないなか、フィンテックの進展や異業種からの銀行業参入が進み、また金融緩和政策の継続により引き続き長短金利ともに低位で推移するなかで、他県金融機関も含めた銀行間の競争がますます激化するなど、厳しさは一層、増しております。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

このような経営環境下で当行が対処すべき課題は、地域金融機関として、「顧客本位の業務運営」を通じて地域社会からの揺るぎない信頼を確保し、お客さまとともに企業価値を向上させるための積極的な支援を行い、中小企業金融の円滑化に取り組み、地域経済の発展に貢献していくことであります。加えて、真にお客さまのニーズに応える良質な金融商品・サービスを提供することにより、お客さまの安定的な資産形成に貢献していくことであります。

こうした考えは、「地域社会からの信頼を大切にし、地域社会の繁栄に貢献します」という経営理念に基づくものであり、2022年4月よりスタートいたしました「第12次中期経営計画」の各種施策を実践することで実現してまいります。

D X（デジタルトランスフォーメーション）やフィンテックへの対応につきましては、インターネットやスマートフォンを活用したサービスの拡充を中心に進めており、お客さまのニーズにお応えするとともに、新たな顧客体験（C X：カスタマーエクスペリエンス）の提供に向け取り組んでおります。また、各種手続きや業務のデジタル化を進めることで、生産性の向上やデータの活用による新たな価値の創造を図ってまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応につきましては、リスク管理態勢の構築・強化を図っております。

近年、異常気象や自然災害等の気候変動による被害が甚大化しており、気候変動がお客さまや当行の経営基盤に与える影響が徐々に大きくなっています。2021年9月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）」提言への賛同を表明しております。また、2021年10月から、当行本店におきましても脱炭素（カーボンニュートラル化）エネルギーの利用を開始し、C O 2削減に向けた取組を積極的に進めております。気候変動・環境問題への対応を強化していくとともに、T C F D提言を踏まえた気候変動リスク・機会に関する情報開示の充実に努めてまいります。

こうした経営環境及び経営課題を認識し、当行は、2021年12月10日に株式会社中京銀行と締結した経営統合に関する基本合意書に基づき、2022年5月11日に経営統合契約書を締結し、同年10月3日に共同株式移転の方式により両行の完全親会社となる持株会社「株式会社あいちフィナンシャルグループ」を設立することを決定しました。

今後も「あい、ふれあい、きずきあい」を合言葉に、「コーポレートガバナンス・コード」を踏まえ、株主のみならずをはじめとしたお客さま、地域社会、従業員などあらゆるステークホルダーからの期待にお応えできる取組を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 財務面に関するリスク

①不良債権に関するリスクについて

当行は、不良債権縮減のため、不良債権のオフバランス化、経営改善支援に注力しております。しかしながら、景気の動向、不動産価格の下落、当行の融資先の経営状況の変動等によっては、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、当行の業績に影響を及ぼすとともに財務内容を弱め、自己資本の減少につながる可能性があります。

②貸倒引当金に関するリスクについて

当行は、「第5経理の状況 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準」に基づき貸倒引当金を計上しておりますが、今後の景気の動向や貸出先の経

営状況の変動及び担保価値の下落等により、実際の貸倒が見積りを上回り、貸出金償却の発生や貸倒引当金の積み増しが必要となり、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③市場リスク（株価下落リスク、金利変動リスク等）について

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、統計的手法であるVaR（一定の確率下の予想最大損失額）により市場リスク量を計測し、また、ストレス・テスト等を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行の損益がどのように変動するか把握しております。これにより、市場リスクが当行の自己資本に対して許容できる水準に収まるよう、市場リスクのコントロールに係る業務運営を行っております。

a. 株価下落に伴うリスクについて

当行は市場性のある株式を保有しております。今後、大幅に株価が下落した場合、保有株式に減損等が発生し、当行の業績及び自己資本比率に影響を与える可能性があります。

b. 金利上昇に伴うリスクについて

当行は市場性のある債券に加え貸出等の資金運用及び預金等の資金調達を行っておりますが、これら資産と負債の金利又は期間のミスマッチングが存在している中で金利が変動することにより、当行の業績及び自己資本比率に影響を与える可能性があります。

④有価証券の信用リスクについて

当行は、信用リスクを有する有価証券を保有していますが、これらが内包する信用リスクの上昇により、当行の業績及び自己資本に影響を与える可能性があります。

⑤自己資本比率について

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に基づき算出しております。なお、当行は、海外営業拠点を有していないことから国内基準を採用しており、現行では自己資本比率を4%以上に維持することが求められています。

各種リスクの発生により自己資本比率が大幅に低下した場合、当行の信頼が低下し、当行の業務遂行や資金調達等に影響を及ぼす可能性があります。また、自己資本比率が4%を下回った場合は、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。当行の自己資本比率に影響を与える主な要因として以下のものがあります。

- ・債務者の信用力悪化及び不良債権の処分に伴う与信関係費用の増加
- ・貸出金等リスクアセットポートフォリオの変動
- ・保有有価証券の時価下落に伴う減損処理の発生
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・その他不利益な事象の発生

⑥退職給付債務について

年金資産の運用利回りが低下した場合や予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加することにより当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦格付けについて

当行は、格付機関である㈱日本格付研究所（JCR）より「A」（シングルAフラット）の格付けを取得しております。今後、当行の収益力・資産の悪化により格付けが引き下げられた場合、当行の資金調達等において、影響を及ぼす可能性があります。

⑧固定資産の減損について

当行は、固定資産の減損会計を行っておりますが、今後の経済環境の変動等によっては、新たな減損が発生する可能性があります。その結果、業績や財務内容等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業務面に関するリスク

①中期経営計画について

当行は、2022年4月から3か年の「第12次中期経営計画」に基づき各種施策に取り組みますが、当該施策等が奏功しない場合、当初想定した結果が得られない可能性があります。

②事務に関わるリスクについて

役職員の故意又は過失等により大きな賠償に繋がる事務事故、事務ミスが発生した場合、損失を被る可能性があります。あり、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、事故等により、万一、顧客情報が外部に流失した場合、当行の社会的信用が低下し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③システムリスクについて

当行は、2007年1月より、勘定系システムを地銀共同センターへ移行し、より安全性を高めておりますが、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等の発生やサイバー攻撃等を受けた場合、障害の規模によっては、当行の業務遂行や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④コンプライアンスリスクについて

当行は、各種法令・規則等に従って業務を遂行しておりますが、法令等の遵守状況が不十分であった場合や、それに起因する訴訟等が提起された場合、その内容によっては行政処分を受けたり、当行の評価が低下し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤情報漏洩に係るリスクについて

当行は、多数の法人・個人の顧客情報を保有しています。それらの情報は各種法令・規制等に基づき管理しており、特に個人情報保護については、「個人情報保護規定」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、万全を尽くしていますが、不適切な管理、外部からのサイバー攻撃その他の不正アクセス等により、重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分等により、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥マネロン・テロ資金供与に係るリスクについて

当行は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略における重要な課題の一つとして位置づけ、組織として適時適切に対応できる態勢を構築しています。顧客受入時、受入後の各取引段階において、リスクに応じた顧客管理措置を講じており、疑わしい取引等を的確に検知・監視・分析するとともに、検知した場合には適切に対処することとしておりますが、マネロン・テロ資金供与対策が有効に機能せず、法令・規則の違反等が発生した場合には、業務停止、制裁金等の行政処分、当行の評価が低下し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑦金融犯罪に係るリスクについて

当行は、キャッシュカードの偽造・盗難や特殊詐欺、インターネットバンキングを標的とした預金の不正払い出し等に対して被害の発生を未然に防ぐため、顧客保護の取組及びセキュリティ強化に努めておりますが、金融犯罪の高度化・多様化により、被害を受けたお客さまへの補償、その金融犯罪防止対策に係る費用の増加等により、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑧株式会社中京銀行との経営統合

当行及び株式会社中京銀行は、2022年10月に「株式会社あいちフィナンシャルグループ」を設立し、経営統合する予定であります。今後、本件に関わり、予期せぬ損失や費用が発生した場合には、当行の業績、財務状況及び株価に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外部環境等に関するリスク

①競争激化リスクについて

当行が主要な営業基盤とする愛知県において、地域金融機関、メガバンク、ノンバンク等との間で競争関係にあります。他の金融機関が今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が当行の事業分野に新たに参入することにより、当行が競争優位を得られない場合、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②風評リスクについて

当行に対して否定的、悪質な風評・風説が流布された場合、その内容の正確性に関わらず、当行の信用が低下し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③気候変動リスクについて

大規模風水害等の発生により、当行の業務運営への影響に加えて、取引先の事業活動への影響や担保資産の価値毀損による信用リスクの増加が、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。当行では、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明しており、今後、TCFD提言を踏まえた気候変動リスク・機会の特定・評価やリスク管理の充実に努めてまいります。

大地震や風水害等に対して、当行は「業務継続計画（BCP）」を策定し、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害状況によっては、一部業務が停止する等の可能性があります。

④新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済、企業活動の停滞や金融市場の混乱が考えられます。新型コロナウイルス感染症の拡大により、当行の業務運営及び業績等に影響を与える主な要因は以下の通りです。

- ・金融市場の混乱による保有株式等の減損処理、評価損の発生及びお客さまの預かり資産の減少
- ・取引先の業績悪化等による不良債権及び与信関係費用の増加
- ・当行の多数の従業員が同時に罹患した場合の、一時的に業務の全部又は一部停止又は遅延
- ・経済悪化による取引先の新規投資や商取引の減少、金融政策の変化等による収益力の低下

⑤規制・制度の変更等について

当行は現時点における銀行法等の各種規制・制度（法律、規則、政策、実務慣行、解釈等を含む）に基づいて業務を遂行しております。将来において、銀行法等の各種規制・制度が変更された場合、当行の業務遂行や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、経営成績等という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当行は、2019年4月から本年3月までの「第11次中期経営計画」において、基本方針として「営業力・収益力強化」、「生産性向上」、「人財強化」、「ガバナンス強化」の4つを掲げ、「お客さまのパートナーとして地域社会に貢献する銀行」を目指し、各種施策を実施してまいりました。

その結果、当連結会計年度の当行及び連結子会社の業績は以下のとおりとなりました。

資産の部合計は、前連結会計年度末比5,326億円増加し、4兆3,207億円となりました。うち、貸出金は、事業性貸出等が増加したことから、前連結会計年度末比2,307億円増加し、2兆7,594億円となりました。また、有価証券は、前連結会計年度末比396億円増加し、9,930億円となりました。

負債の部合計は、前連結会計年度末比5,394億円増加し、4兆812億円となりました。うち、預金は、個人預金や法人預金を主体に前連結会計年度末比1,680億円増加し、3兆3,896億円となりました。

純資産の部合計は2,395億円で、1株当たりの純資産額は21,811円72銭となりました。

損益面につきましては、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び役務取引等収益等が増加したことにより、前連結会計年度比28億31百万円増収の561億12百万円となりました。一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額が減少したこと等により、前連結会計年度比66億60百万円減少の405億77百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比94億91百万円増益の155億34百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比66億78百万円増益の109億45百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業の経常収益は前連結会計年度比29億39百万円増収の474億63百万円、セグメント利益は前連結会計年度比96億35百万円増益の152億12百万円となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比83百万円減収の80億82百万円、セグメント利益は前連結会計年度比1億91百万円減益の1億44百万円となりました。

イ. 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収益が、貸出金利息の増加等により前連結会計年度比30億88百万円増収の322億88百万円となり、資金調達費用は、金利スワップ支払利息の増加等により前連結会計年度比5百万円増加の3億56百万円となったため、資金運用収支は前連結会計年度比30億82百万円増益の319億32百万円となりました。

役務取引等収支は、前連結会計年度比4億75百万円増益の71億52百万円となりました。

また、その他業務収支は、国債等債券損益の減少等により、前連結会計年度比10億37百万円増益の5億21百万円の損失となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	27,624	1,194	30	28,849
	当連結会計年度	30,740	1,143	47	31,932
うち資金運用収益	前連結会計年度	27,929	1,317	△36	29,200
	当連結会計年度	31,141	1,190	△36	32,288
うち資金調達費用	前連結会計年度	304	123	△66	351
	当連結会計年度	400	47	△84	356
役務取引等収支	前連結会計年度	6,712	65	△99	6,677
	当連結会計年度	7,195	68	△110	7,152
うち役務取引等収益	前連結会計年度	17,313	105	△312	17,106
	当連結会計年度	17,846	110	△381	17,575
うち役務取引等費用	前連結会計年度	10,601	40	△213	10,428
	当連結会計年度	10,651	41	△270	10,422
その他業務収支	前連結会計年度	△1,553	△4	—	△1,558
	当連結会計年度	△590	69	—	△521
うちその他業務収益	前連結会計年度	469	12	—	481
	当連結会計年度	465	81	—	547
うちその他業務費用	前連結会計年度	2,023	17	—	2,040
	当連結会計年度	1,056	12	—	1,068

(注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

ロ. 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比3,389億円増加の3兆6,458億円で、利回りは、前連結会計年度と同じ0.88%となりました。

当連結会計年度の資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比6,056億円増加の3兆9,256億円で、利回りは、コールマネーのマイナス金利等により0.00%となりました。

a. 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(62,651) 3,289,842	(10) 27,929	0.84
	当連結会計年度	(60,320) 3,633,403	(7) 31,141	0.85
うち貸出金	前連結会計年度	2,319,860	19,043	0.82
	当連結会計年度	2,646,571	21,101	0.79
うち商品有価証券	前連結会計年度	104	0	0.09
	当連結会計年度	65	0	0.09
うち有価証券	前連結会計年度	823,106	8,790	1.06
	当連結会計年度	839,392	9,534	1.13
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	83,145	78	0.09
	当連結会計年度	81,021	469	0.57
資金調達勘定	前連結会計年度	3,301,346	304	0.00
	当連結会計年度	3,911,587	400	0.01
うち預金	前連結会計年度	3,084,821	187	0.00
	当連結会計年度	3,343,309	185	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,100	6	0.16
	当連結会計年度	4,100	6	0.16
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	177,736	△13	△0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	86,408	8	0.01
	当連結会計年度	73,555	7	0.01
うち借入金	前連結会計年度	125,529	60	0.04
	当連結会計年度	311,821	56	0.01

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度105,266百万円 当連結会計年度392,565百万円）を控除して表示しております。

3. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

b. 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	92,663	1,317	1.42
	当連結会計年度	85,904	1,190	1.38
うち貸出金	前連結会計年度	12,525	165	1.32
	当連結会計年度	6,485	59	0.92
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	76,162	1,140	1.49
	当連結会計年度	75,480	1,123	1.48
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	1,223	4	0.40
	当連結会計年度	753	0	0.08
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(62,651)	(10)	0.13
		92,404	123	
	当連結会計年度	(60,320)	(7)	0.05
		85,632	47	
うち預金	前連結会計年度	23,021	57	0.24
	当連結会計年度	21,346	29	0.13
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2,087	21	1.03
	当連結会計年度	285	2	0.79
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	4,363	33	0.76
	当連結会計年度	3,332	7	0.22

（注）1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. （ ）内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末T T仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式）により算出しております。

c. 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,319,853	△12,950	3,306,903	29,236	△36	29,200	0.88
	当連結会計年度	3,658,987	△13,106	3,645,880	32,325	△36	32,288	0.88
うち貸出金	前連結会計年度	2,332,385	△7,476	2,324,909	19,209	△33	19,176	0.82
	当連結会計年度	2,653,056	△7,455	2,645,601	21,161	△33	21,128	0.79
うち商品有価証券	前連結会計年度	104	—	104	0	—	0	0.09
	当連結会計年度	65	—	65	0	—	0	0.09
うち有価証券	前連結会計年度	899,268	△1,853	897,414	9,931	△2	9,928	1.10
	当連結会計年度	914,873	△1,883	912,989	10,657	△2	10,654	1.16
うちコールローン及び買 入手形	前連結会計年度	1,223	—	1,223	4	—	4	0.40
	当連結会計年度	753	—	753	0	—	0	0.08
うち預け金	前連結会計年度	83,145	△3,619	79,526	78	—	78	0.09
	当連結会計年度	81,021	△3,767	77,253	469	—	469	0.60
資金調達勘定	前連結会計年度	3,331,099	△11,096	3,320,002	418	△66	351	0.01
	当連結会計年度	3,936,899	△11,222	3,925,676	440	△84	356	0.00
うち預金	前連結会計年度	3,107,842	△3,619	3,104,223	244	△0	244	0.00
	当連結会計年度	3,364,655	△3,767	3,360,887	214	△0	214	0.00
うち譲渡性預金	前連結会計年度	4,100	—	4,100	6	—	6	0.16
	当連結会計年度	4,100	—	4,100	6	—	6	0.16
うちコールマネー及び売 渡手形	前連結会計年度	2,087	—	2,087	21	—	21	1.03
	当連結会計年度	178,022	—	178,022	△11	—	△11	△0.00
うち債券貸借取引受入担 保金	前連結会計年度	86,408	—	86,408	8	—	8	0.01
	当連結会計年度	73,555	—	73,555	7	—	7	0.01
うち借入金	前連結会計年度	129,893	△7,476	122,416	94	△33	60	0.04
	当連結会計年度	315,153	△7,455	307,698	64	△33	30	0.01

（注）1. 「相殺消去額（△）」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度105,266百万円 当連結会計年度392,565百万円）を控除して表示しております。

3. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

ハ、国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引の主たるものは、為替手数料及び代理業務手数料であります。

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比4億69百万円増収の175億75百万円、役務取引等費用は前連結会計年度比5百万円減少の104億22百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	17,313	105	△312	17,106
	当連結会計年度	17,846	110	△381	17,575
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,407	—	—	1,407
	当連結会計年度	1,814	—	—	1,814
うち為替業務	前連結会計年度	2,190	102	—	2,292
	当連結会計年度	2,040	108	—	2,149
うち証券関連業務	前連結会計年度	173	—	—	173
	当連結会計年度	190	—	—	190
うち代理業務	前連結会計年度	4,254	1	—	4,255
	当連結会計年度	4,571	—	—	4,571
うち保護預り貸金庫業務	前連結会計年度	102	—	—	102
	当連結会計年度	103	—	—	103
うち保証業務	前連結会計年度	75	2	—	77
	当連結会計年度	75	1	—	76
役務取引等費用	前連結会計年度	10,601	40	△213	10,428
	当連結会計年度	10,651	41	△270	10,422
うち為替業務	前連結会計年度	406	33	—	439
	当連結会計年度	298	31	—	329

(注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額(△)」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

二. 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	3,204,070	21,410	△3,844	3,221,635
	当連結会計年度	3,369,335	24,520	△4,197	3,389,658
うち流動性預金	前連結会計年度	2,094,429	—	△3,714	2,090,714
	当連結会計年度	2,196,615	—	△4,067	2,192,548
うち定期性預金	前連結会計年度	1,102,097	—	△130	1,101,967
	当連結会計年度	1,163,910	—	△130	1,163,780
うちその他	前連結会計年度	7,543	21,410	—	28,953
	当連結会計年度	8,808	24,520	—	33,329
譲渡性預金	前連結会計年度	4,100	—	—	4,100
	当連結会計年度	4,100	—	—	4,100
総合計	前連結会計年度	3,208,170	21,410	△3,844	3,225,735
	当連結会計年度	3,373,435	24,520	△4,197	3,393,758

（注）1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 「相殺消去額（△）」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

ホ. 貸出金残高の状況

a. 業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金 額（百万円）	構成比（％）	金 額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	2,528,640	100.0	2,759,402	100.0
製造業	405,568	16.0	403,515	14.6
農業、林業	1,577	0.1	1,566	0.1
漁業	112	0.0	19	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	975	0.0	1,154	0.0
建設業	193,362	7.7	199,859	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	42,269	1.7	46,656	1.7
情報通信業	17,316	0.7	18,003	0.7
運輸業、郵便業	112,179	4.4	117,104	4.2
卸売業、小売業	356,791	14.1	359,140	13.0
金融業、保険業	168,355	6.7	247,344	9.0
不動産業、物品賃貸業	312,998	12.4	330,933	12.0
各種サービス業	189,758	7.5	195,603	7.1
国・地方公共団体	74,122	2.9	74,358	2.7
その他	653,248	25.8	764,136	27.7
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,528,640	—	2,759,402	—

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

b. 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

へ. 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	92,408	—	—	92,408
	当連結会計年度	127,797	—	—	127,797
地方債	前連結会計年度	163,408	—	—	163,408
	当連結会計年度	164,445	—	—	164,445
社債	前連結会計年度	283,865	—	—	283,865
	当連結会計年度	286,645	—	—	286,645
株式	前連結会計年度	139,385	—	△1,853	137,531
	当連結会計年度	131,644	—	△1,943	129,700
その他の証券	前連結会計年度	198,111	78,045	—	276,156
	当連結会計年度	210,490	73,920	—	284,410
合計	前連結会計年度	877,179	78,045	△1,853	953,370
	当連結会計年度	921,024	73,920	△1,943	993,000

（注）1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額（△）」は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

②キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金及びコールマネー等の増加等により3,145億87百万円の収入（前連結会計年度比2,798億63百万円増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により546億26百万円の支出（前連結会計年度比1,103億78百万円減少）、また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により17億46百万円の支出（前連結会計年度比6億45百万円減少）となりました。

この結果、現金及び現金同等物は前連結会計年度末より2,582億14百万円増加し、4,824億40百万円となりました。

③生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

	2022年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.95
2. 連結における自己資本の額	181,733
3. リスク・アセットの額	1,825,172
4. 連結総所要自己資本額	73,006

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円、%)

	2022年3月31日
1. 単体自己資本比率(2/3)	9.77
2. 単体における自己資本の額	176,921
3. リスク・アセットの額	1,810,156
4. 単体総所要自己資本額	72,406

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2021年3月31日	2022年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	77	74
危険債権	329	404
要管理債権	49	50
正常債権	25,293	27,568

(2)経営者の視点による経営成績等に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当行グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、「(1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

当行グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、長短金利ともに低位で推移している状況が継続すること、他県金融機関の当地域内への店舗展開により銀行間の競争がますます激化していること、ならびに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い悪化した経済活動の回復に相当な時間を要する可能性があることがあげられます。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、下記のとおりであり、全ての指標において目標を達成しました。

なお、客観的な指標等については、単体ベースで策定しております。

	目標	実績	達成状況
コア業務純益	65億50百万円	135億40百万円	+69億90百万円
経常利益	58億50百万円	151億99百万円	+93億49百万円
当期純利益	41億円	108億 1百万円	+67億 1百万円

地域金融機関として地域のお客さまのニーズを的確に捉えた商品・サービスを提供するとともに、中小企業金融の円滑化など積極的な支援を行い、地域経済の発展に貢献していくことで、お客さまとともに企業価値を向上してまいります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当行グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、「(1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

当行グループにおいては、重要な資本的支出の予定はありません。

当行グループの資金の流動性については、資金調達勘定平均残高は個人預金や法人預金を主体に前連結会計年度比6,056億73百万円増加しました。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は4,824億40百万円であり、また国債等の売却可能な資産を十分に保有していることとあわせて、適切な水準の流動性を維持していると考えております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

当行は、2021年12月10日開催の取締役会において、株式会社中京銀行（以下「中京銀行」といい、当行と併せて「両行」といいます。）との間で、2022年10月3日を目処として共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により持株会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し、両行が共同持株会社の完全子会社となることにより、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことに向け協議・検討を進めていくことについて基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、同日、本基本合意書を締結いたしました。また、2022年5月11日開催の取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られること並びに株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）がその保有する中京銀行株式8,534,385株の全てを中京銀行が三菱UFJ銀行との間で締結した自社株公開買付応募契約書（以下「本自社株公開買付応募契約書」といいます。）の定めに従い実施する中京銀行株式に対する公開買付け（以下「本自己株公開買付け」といいます。）に応募したうえで本自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として、中京銀行と共同株式移転の方式により共同持株会社を設立すること、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日付で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

なお、2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会において、本株式移転計画について承認されております。

（1）本株式移転の経緯・目的

当行と中京銀行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア（以下「当地区」といいます。）では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。また、フィンテック企業などの異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなっている一方、それらを競争相手としてだけでなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。

両行は、既に2021年12月10日付プレスリリース「株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の経営統合に関する基本合意について」においてお知らせしておりますように、本基本合意書に基づき、2022年10月3日を目途とする本株式移転による共同持株会社の設立及び共同持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする本経営統合に向け協議・検討を進めてまいりましたが、2022年5月11日に、両行が相互信頼及び対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

（2）本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容

① 本株式移転の方法

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

② 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	愛知銀行	中京銀行
株式移転比率	3.33	1

（注1）株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.33株を、中京銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。上記の株式移転比率は、下記「(3) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等」の「① 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し、本株式移転に先立ち実施される本自己株公開買付け、中京銀行の一般株主の皆様への株主還

元策である中京銀行株式1株あたり141円（源泉徴収税額控除前、以下同じとします。）の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）等の要因を総合的に勘案した上で決定されたものです。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

（注2）共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：49,094,859株

上記は、当行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（10,943,240株）及び中京銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（21,780,058株）を前提として算出しております。但し、中京銀行は本自己株公開買付けにより三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株を自己株式として取得する予定であること、及び、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式の全部を消却する予定であることに鑑み、当行の2022年3月31日時点における自己株式数（176,172株）並びに中京銀行の2022年3月31日時点における自己株式数（5,150株）及び中京銀行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本自己株公開買付けの結果、当行又は中京銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

③ 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、当行及び中京銀行がそれぞれ発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当交付いたします。なお、両行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

（3）本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

上記「（1）本株式移転の経緯・目的」に記載のとおり、両行は、2021年12月10日付で経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、本株式移転の効力発生日を2022年10月3日（予定）として本経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

当行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から2022年5月10日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記（2）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、中京銀行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、中京銀行の第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村證券から2022年5月10日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記（2）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し、本株式移転に先立ち実施される本自己株公開買付け、本特別配当等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両行は、最終的に上記（２）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率が妥当であるという判断に至り、2022年5月11日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び両行との関係

当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券及び中京銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村證券は、いずれも当行及び中京銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、中京銀行は野村證券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

みずほ証券は、両行の株式移転比率について、本自己株公開買付け及び本特別配当の影響を勘案した上で、両行が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属するキャッシュフローを資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下、「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、中京銀行の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、当行の普通株式１株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	2.80～2.89
2	類似企業比較法	2.55～3.72
3	DDM法	2.72～4.65

なお、市場株価基準法では、2022年5月10日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値及び基準日までの１週間、１ヶ月間、３ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率の算定は、2022年5月10日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

野村證券は、両行の株式移転比率について、本自己株公開買付け及び本特別配当の影響を勘案した上で、両行がそれぞれ東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を、それぞれ採用して算定を行いました。各評価手法における中京銀行の普通株式１株に対して共同持株会社の普通株式を１株割り当てる場合に、愛知銀行の普通株式１株に割り当てる共同持株会社株式数の算定結果は、以下のとおりです。

	採用手法	株式移転比率の算定結果
1	市場株価平均法	2.64～3.34

2	類似会社比較法	3.63～7.06
3	DDM法	3.10～3.67

なお、市場株価平均法においては、基本合意書の締結に関する観測報道がなされた日である2021年12月2日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、両行の東京証券取引所プライム市場における基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、並びに2022年5月10日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、両行の東京証券取引所プライム市場における基準日②の終値、基準日②から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用しております。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に両行から提供された一切の情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2022年5月10日現在までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

野村證券がDDM法の評価の基礎とした両行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に新規上場申請を行う予定です。上場日は、2022年10月3日を予定しております。

また、両行は、本株式移転により共同持株会社の子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2022年9月29日にそれぞれ東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両行の上場廃止日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

④ 公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として中京銀行と交渉・協議を行い、上記（２）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2022年5月11日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、当行はみずほ証券から2022年5月10日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。みずほ証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については「みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」をご参照ください。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程その他の本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

他方、中京銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

中京銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記①「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村證券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。中京銀行は、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考として当行と交渉・協議を行い、上記（２）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを2022年5月11日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、中京銀行は野村證券から2022年5月10日付にて、本株式移転における株式移転比率は、中京銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

(ii)独立した法律事務所からの助言

中京銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、中京銀行の意思決定の方法、過程その他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、当行と中京銀行との間には特段の利益相反関係は存しないことから、両行は、特別な措置は講じておりません。

(4) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者及び役員の就任予定、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社あいちフィナンシャルグループ (英文表示:Aichi Financial Group, Inc.)		
本店・本社所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号		
代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	伊藤 行記	(現 愛知銀行 取締役頭取)
	代表取締役副社長	小林 秀夫	(現 中京銀行 取締役頭取)
	取締役	藏富 宣彦	(現 愛知銀行 専務取締役)
	取締役	松野 裕泰	(現 愛知銀行 常務取締役)
	取締役	吉川 浩明	(現 愛知銀行 常務取締役)
	取締役	早川 誠	(現 中京銀行 常務執行役員)
	取締役	鈴木 規正	(現 愛知銀行 取締役)
	取締役	伊藤 謙二	(現 愛知銀行 取締役)
	取締役	瀬林 寿志	(現 中京銀行 執行役員総合企画部長)
	取締役(監査等委員)	加藤 政宏	(現 愛知銀行 取締役(監査等委員))
	取締役(監査等委員)	江本 泰敏	(現 愛知銀行 社外取締役(監査等委員))
	取締役(監査等委員)	柴田 雄己	(現 中京銀行 社外取締役)
	取締役(監査等委員)	村田 知英子	(現 愛知銀行 社外取締役(監査等委員))
	取締役(監査等委員)	栗本 幸子	(現 中京銀行 社外監査役)
	取締役(監査等委員)	我妻 巧	(現 株式会社インテック 常勤監査役)
資本金の額	20,000百万円		
純資産の額	未定		
総資産の額	未定		
事業の内容	当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行及び銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務		

みずほ証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

みずほ証券は、2022年5月10日に愛知銀行及び中京銀行で合意された株式移転比率（以下、「本株式移転比率」といいます。）が、愛知銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下、「本書」といいます。）を出状しておりますが、その出状にあたっては、以下の点を前提条件としております。

みずほ証券は、本書における意見表明にあたり、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券が各行と協議した財務その他の情報で本書における分析の実質的な根拠となった情報（以下、「本件情報」といいます。）の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としております。みずほ証券は、本件情報の正確性若しくは完全性につき独自に検証は行っており、また、これらを独自に検証する義務を負いません。従って、本書で表明される結論は、本件情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は本書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは本書交付時点以降に発生した事実や状況（本書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含む。）があった場合には、異なる可能性があります。なお、みずほ証券は愛知銀行の経営陣が、各行からみずほ証券に提供され、又はみずほ証券が愛知銀行と協議した財務その他の情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。

みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに各行の事業計画を含みます。）については、各行及び各行の関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各行の経営陣によって合理的に準備、作成されたことを前提とし、かつ、みずほ証券は、かかる財務予測及び事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの財務予測及び事業計画に依拠し、本書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。なお、本株式移転による両行のシナジー効果については、みずほ証券は本書の交付時点において意見表明に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項は認識しておらず、本書における検討ではこれを盛り込んでおりません。

本書作成にあたってみずほ証券が要求した情報のうち、各行から情報の提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各行の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、愛知銀行の同意の下で、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、評価結果が異なる可能性があります。

本株式移転は、日本の法人税法上、両行につき課税されない取引であること、及び本株式移転に関するその他の課税関係が本株式移転比率に影響を及ぼさないことを前提としています。また、みずほ証券は、独自に検証を行うことなく、本株式移転が適時に完了すること、並びに両行又は本株式移転で期待される利益に何らの悪影響を及ぼすことなく、本株式移転の完了に必要なすべての重要な、政府、規制当局その他の同意及び承認（法令又は契約に基づくものであるか否かを問わない。）を得ることができること、また、かかる同意及び承認の内容が本株式移転比率に影響を及ぼさないこと、各行に対し規制当局その他により発令若しくは課された命令、措置その他の処分がある場合には、各行から開示を受けたものを除き、それが各行の今後の業績に与える影響が存在しないか、又は今後も発生しないことを前提としています。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両行の外部専門家が行った評価に依拠しております。

また、みずほ証券は、各行又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含む。）又は引当につき独自に評価・査定を行っており、その会計上・税務上の評価額の妥当性ないし会計処理・税務処理の適正性について分析しておらず、いかなる評価、査定又は分析についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各行又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っており、倒産、破産等に関する法律に基づいて各行又はその関係会社の株主資本又は支払能力についての評価を行っておりません。尚、中京銀行が本株式移転に先立ち実施する予定の自社株公開買付けについては、本株式移転の実行時点においてこれが実行されることを前提として、又中京銀行が2022年9月30日を基準日として実施する予定の特別配当が予定通り実行されることを前提として価値算定を行っております。

各行並びにその関係会社のいずれも、本株式移転比率に重大な影響を及ぼすような契約、合意その他一切の書面を過去に締結しておらず、かつこのような決定を行っていないこと、また、将来も締結若しくは決定を行わないこと、及び本株式移転の実行により、将来、各行又はその関係会社が当事者として拘束される重要な合意に違反することとならず、かつ、かかる重要な合意を解除する権利又はかかる合意に基づき不履行を宣言し若しくは救済手段を行使する権利を生じさせないことを前提としています。みずほ証券は、本件情報において開示を受けたものを除き、各行及びその関係会社の訴訟若しくは紛争その他に関する偶発債務又は環境、税務若しくは知的財産権等に関する簿外債務は存在しないこと、並びに各行の事業に関する現在の保険加入額が事業運営上十分であることを前提としています。

本書は、本書の日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。なお、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報若しくはかかる情報に潜在的に含まれている事実についても、本書の日付現在においてかかる情報・事実が各行の株式価値に及ぼす影響が必ずしも明らかではないものについては、みずほ証券は検討の対象としていません。また、現在及び将来において、各行が現在想定している事業・財務等の見通しに著しく影響を与える可能性のある技術革新、その他の事象は存在しないこ

とを前提としています。従って、本書の日付以降に本書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合、又は前記のような潜在的な事実が判明したことによる株式価値への影響が明らかになった場合等において、みずほ証券の意見が影響を受ける可能性があります。みずほ証券は本書を変更、更新、補足又は再確認する責任を一切負いません。

みずほ証券は、本株式移転に関連し愛知銀行のフィナンシャル・アドバイザーとして、そのサービスの対価である手数料（本株式移転の完了を条件とする成功報酬を含みます。）を愛知銀行から受領する予定です。みずほ証券及びその関係会社には、過去に愛知銀行並びに愛知銀行の関係会社に対してフィナンシャル・アドバイス、資金調達等に関するサービスを提供し、その対価として手数料を受取っているものがあります。愛知銀行は、本書の提出に関連するものを含め、みずほ証券の関与によりみずほ証券に生じる一定の債務について、みずほ証券に対し補償することに合意しています。さらに、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、自己の勘定又は顧客の勘定で、両行のいずれか又はその関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、並びに両行のいずれか若しくはその関係会社又はこれらの会社の発行する各種の金融商品に係るデリバティブ取引を行う可能性があります。また、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、通常の業務過程において、又は、本株式移転に関連して両行のいずれか又はその関係会社と融資その他の取引関係を有し、かかる行為について対価を受領する可能性があります。

みずほ証券は、本株式移転を進め、又はこれを実行することの前提となる愛知銀行の経営上の意思決定に関し意見を提出することは要請されておらず、みずほ証券の意見はいかなる面においてもかかる事項を対象としていません。本株式移転比率は、両行間の交渉を経て決定され、愛知銀行の取締役会により承認されるものであり、みずほ証券の意見は、愛知銀行が本株式移転を検討するに際して考慮された多くの要因の一つにすぎません。したがって、愛知銀行の取締役会の本株式移転又は本株式移転比率についての見解を決定付ける要因と捉えることはできません。また、みずほ証券は、本株式移転以外の取引又は本株式移転と他の取引との優劣に関し意見を提出することを依頼されておらず、本書においてかかる意見を表明しておりません。みずほ証券は、愛知銀行又は愛知銀行取締役会に対し、本株式移転に関連して第三者による関心を募るよう勧誘する義務を負っておらず、かつかかる勧誘を行っておりません。

みずほ証券の意見は、本株式移転比率が本書の日付現在の愛知銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否かに限定されており、愛知銀行の他の種類の証券保有者、債権者その他の関係者にとっての本株式移転比率の妥当性について意見を表明するものではありません。また、愛知銀行普通株主が本株式移転に関し、議決権行使その他の行為をいかに行うべきかについて意見を表明するものではありません。みずほ証券は、本株式移転の形態、ストラクチャー等を含む本株式移転の諸条件（本株式移転比率を除きます。）について意見を表明しておらず、また、両行のいずれかの取締役、執行役員若しくは従業員又はそれらに相当する者に対する、本株式移転に関連する報酬の額若しくはその性質、又はかかる報酬の妥当性に関する意見も表明しておりません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

銀行業では、本店外壁改修への投資55百万円、事務機器更改への投資163百万円を実施し、設備投資の総額は804百万円となりました。

また、当連結会計年度において、寮跡地等の売却327百万円を行っております。

リース業及びその他については、特記すべき事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグ メント の 名称	設備 の 内 容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額（百万円）					
当行	—	本店 ほか96店	愛知県	銀行 業	店舗	84,907 (22,919)	20,831	5,707	405	683	27,628	1,346
	—	名古屋駅前ビル （名古屋駅前 支店含む）	愛知県	〃	店舗 その 他	598	735	1,256	5	9	2,007	15
	—	多治見支店 ほか2店	岐阜県	〃	店舗	1,592 (211)	73	85	5	14	178	27
	—	四日市支店 ほか1店	三重県	〃	〃	1,061 (734)	79	84	1	10	175	16
	—	浜松支店	静岡県	〃	〃	612	99	26	2	7	135	11
	—	大阪支店	大阪府	〃	〃	—	—	—	0	—	0	9
	—	東京支店	東京都	〃	〃	—	—	—	1	—	1	9
	—	計	—	—	—	88,773 (23,865)	21,819	7,159	422	725	30,127	1,433
	—	社宅・寮	大阪府堺市 ほか	銀行 業	社 宅 ・ 寮	280	42	33	0	—	75	—
	—	事務センター	愛知県 名古屋市 中区	〃	事務 セン ター	—	—	61	398	127	587	35
	—	研修センター	愛知県 名古屋市 昭和区	〃	研修 セン ター	1,664	349	278	1	—	630	—
	—	その他の施設	愛知県 名古屋市 西区ほか	〃	その 他施 設	29,112	2,000	20	0	—	2,021	—
	—	合計	—	—	—	119,830 (23,865)	24,212	7,554	823	853	33,442	1,468

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め571百万円であります。
3. 動産は、事務機械499百万円、その他323百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備53か所と、当行が設置している名古屋銀行との共同店舗外現金自動設備14か所は、上記に含めて記載しております。

(2022年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグ メント の 名称	設備 の 内 容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額（百万円）					
連結子 会社	愛銀リース(株)	本社	愛知県	リー ス業	事務 所	—	—	—	2	—	2	12
		その他	—	〃	賃貸 資産	—	—	—	228	—	228	—
	愛銀ビジネス サービス(株)	本社ほか	愛知県	その 他	事務 所	—	—	0	5	1	7	5
	(株)愛銀ディー シーカード	本社	愛知県	〃	事務 所	—	—	—	18	1	19	11
		その他	山梨県	〃	その 他	5	0	0	—	—	0	—
	愛銀コン ピュータサー ビス(株)	本社	愛知県	〃	事務 所	—	—	—	0	—	0	1
	愛知キャピタ ル(株)	本社	愛知県	〃	事務 所	—	—	—	0	—	0	3

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	名和支店	愛知県 東海市	新築	銀行業	店舗	160	32	自己資金	2022年1月	2022年5月
当行	大須支店	名古屋市 中区	新築	銀行業	店舗	420	365	自己資金	2019年12月	2022年7月
当行	港支店	名古屋市 港区	新築	銀行業	店舗	420	0	自己資金	2022年3月	2023年3月
当行	本店・事務セ ンター他	—	新設	銀行業	事務機械	576	—	自己資金	—	(注)

(注) 主なものは2023年3月までに設置予定であります。

(2) 売却・除却等

重要な設備の売却・除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,943,240	10,943,240	東京証券取引所 市場第一部(事業年度 末現在) プライム市場(提出日 現在) 名古屋証券取引所 市場第一部(事業年度 末現在) プレミアム市場(提出日 現在)	権利内容に何ら 限定のない当行 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。
計	10,943,240	10,943,240	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	2012年ストック・オプション (第1回新株予約権)	2013年ストック・オプション (第2回新株予約権)
決議年月日	2012年6月22日	2013年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役除く)13名	当行の取締役(社外取締役除く)13名
新株予約権の数 ※	40個(注1)	69個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び 数 ※	当行普通株式1,400株(注2)	当行普通株式4,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2012年7月21日～2042年7月20日	2013年7月20日～2043年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 3,646円 資本組入額 1,823円	発行価格 4,557円 資本組入額 2,279円
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得につ いては、当行の取締役会の承認を 要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得につ いては、当行の取締役会の承認を 要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項 ※	(注4)	(注4)

	2014年ストック・オプション (第3回新株予約権)	2015年ストック・オプション (第4回新株予約権)
決議年月日	2014年6月27日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役除く)13名	当行の取締役(社外取締役除く)13名
新株予約権の数 ※	58個(注1)	61個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式3,900株(注2)	当行普通株式3,800株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2014年7月26日～2044年7月25日	2015年7月25日～2045年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,960円 資本組入額 2,480円	発行価格 6,812円 資本組入額 3,406円
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注4)	(注4)

	2016年ストック・オプション (第5回新株予約権)	2017年ストック・オプション (第6回新株予約権)
決議年月日	2016年6月24日	2017年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役除く)13名	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役除く)11名
新株予約権の数 ※	106個(注1)	74個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式7,700株(注2)	当行普通株式6,100株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月23日～2046年7月22日	2017年7月22日～2047年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,467円 資本組入額 2,234円	発行価格 6,005円 資本組入額 3,003円
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注4)	(注4)

	2018年ストック・オプション (第7回新株予約権)	2019年ストック・オプション (第8回新株予約権)
決議年月日	2018年6月22日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役除く)9名	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役除く)7名
新株予約権の数 ※	77個(注1)	95個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式7,600株(注2)	当行普通株式9,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2018年7月21日～2048年7月20日	2019年7月20日～2049年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 4,674円 資本組入額 2,337円	発行価格 3,524円 資本組入額 1,762円
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注4)	(注4)

	2020年ストック・オプション (第9回新株予約権)	2021年ストック・オプション (第10回新株予約権)
決議年月日	2020年6月26日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役除く)7名	当行の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役除く)7名
新株予約権の数 ※	106個(注1)	108個(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	当行普通株式10,600株(注2)	当行普通株式10,800株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2020年7月23日～2050年7月22日	2021年7月22日～2051年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格 2,359円 資本組入額 1,180円	発行価格 2,368円 資本組入額 1,184円
新株予約権の行使の条件 ※	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注4)	(注4)

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項はありません。また、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当行が当行普通株式の株式分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という。）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、次の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩又は⑪に定める場合（ただし、⑪については、下記4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

①株式会社愛知銀行 第1回新株予約権の新株予約権者が2041年7月20日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2041年7月21日から2042年7月20日

②株式会社愛知銀行 第2回新株予約権の新株予約権者が2042年7月19日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2042年7月20日から2043年7月19日

③株式会社愛知銀行 第3回新株予約権の新株予約権者が2043年7月25日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2043年7月26日から2044年7月25日

④株式会社愛知銀行 第4回新株予約権の新株予約権者が2044年7月24日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2044年7月25日から2045年7月24日

⑤株式会社愛知銀行 第5回新株予約権の新株予約権者が2045年7月22日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2045年7月23日から2046年7月22日

⑥株式会社愛知銀行 第6回新株予約権の新株予約権者が2046年7月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2046年7月22日から2047年7月21日

⑦株式会社愛知銀行 第7回新株予約権の新株予約権者が2047年7月20日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2047年7月21日から2048年7月20日

⑧株式会社愛知銀行 第8回新株予約権の新株予約権者が2048年7月19日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2048年7月20日から2049年7月19日

⑨株式会社愛知銀行 第9回新株予約権の新株予約権者が2049年7月22日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2049年7月23日から2050年7月22日

⑩株式会社愛知銀行 第10回新株予約権の新株予約権者が2050年7月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2050年7月22日から2051年7月21日

⑪当行が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 上記(1)及び(2)①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨又は⑩は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当行の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することもしくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万 円)	資本準備金残 高 (百万円)
1995年4月1日	1,747	10,943	4,800	18,000	4,237	13,834

(注) 有償株主割当(1:0.19) 1,719千株 発行価格 5,100円 資本組入額 2,550円
有償失権及び割当端数株公募 28千株 発行価格 9,620円 資本組入額 4,810円
資本準備金の一部281,163千円を資本金に組入れました。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	29	29	927	88	1	5,809	6,883	－
所有株式数 （単元）	－	31,572	3,973	38,575	9,715	1	24,754	108,590	84,240
所有株式数の 割合（％）	－	29.07	3.65	35.52	8.94	0.00	22.79	100.00	－

(注) 自己株式176,172株は「個人その他」に1,761単元、「単元未満株式の状況」に72株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,032,700	9.59
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	446,600	4.15
愛知銀行従業員持株会	名古屋市中区栄三丁目14番12号	319,586	2.97
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2番56号	242,300	2.25
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	237,097	2.20
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	224,100	2.08
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	206,298	1.92
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	205,692	1.91
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	170,000	1.58
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	156,300	1.45
計	—	3,240,673	30.10

(注) 1. 2021年3月期においては、株式会社日本カストディ銀行は、信託口、信託口1、信託口2、信託口4、信託口5、信託口6、信託口7、信託口9、信託A口、信託B口、年金信託口、年金特金口、証券投資信託口を合算して報告していましたが、当事業年度から合算せず、株主名簿の記載どおりに報告しております。
2. 2021年3月期においては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、信託口、退職給付信託カノークス口を合算して報告していましたが、当事業年度から合算せず、株主名簿の記載どおりに報告しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 176,100	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,682,900	106,829	同上
単元未満株式	普通株式 84,240	—	—
発行済株式総数	10,943,240	—	—
総株主の議決権	—	106,829	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式が72株含まれております。

② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社愛知銀行	名古屋市中区栄三丁目14番12号	176,100	—	176,100	1.61
計	—	176,100	—	176,100	1.61

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	835	3,185,227
当期間における取得自己株式	289	1,368,545

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	14,000	69,014,700	—	—
(単元未満株式の買増請求による売渡)	112	384,106	—	—
保有自己株式数	176,172	—	176,461	—

- (注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡及び新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得自己株式は含まれておりません。
3. 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り並びに売渡及び新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

収益基盤の強化に向けた内部留保を確保しつつ株主に対する還元を通して資本効率の向上を図るため、1株につき100円の年間配当を下限とし、自己株式取得についても柔軟に実施していくことを基本方針といたします。具体的には、配当金と自己株式取得合計の総還元性向30%を目処といたします。

また、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間期及び期末において、年度2回の配当を確実に実施することであります。

これらの配当の決定機関は、中間配当金については取締役会、期末配当金については株主総会としております。

なお、当行は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、期末配当金を普通配当として1株当たり220円といたしました。なお、年間配当金につきましては、既に実施済みの中間配当金90円を含め1株当たり310円となります。

内部留保資金につきましては、今後の厳しい金融環境の変化に対処するとともに、お客さまの多様化・高度化するニーズに的確にお応えするため、情報システム投資や店舗整備に有効投資していく所存でございます。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年11月12日 取締役会決議	968	90
2022年6月24日 定時株主総会決議	2,368	220

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「地域社会からの信頼を大切にし、地域社会の繁栄に貢献します」ことを経営理念として掲げております。当行が、お客さま、地域社会、従業員、株主の皆さまなど、当行に係るあらゆるステークホルダーの信頼をより確かなものとし、「地域に密着した存在感ある銀行」として地域社会の発展に貢献していくためには、企業として透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組むことが経営の最重要課題のひとつだと考えております。

当行の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図るためにも、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいく方針です。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役に、取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに、権限の委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率を高めることで更なる企業価値の向上を図ることとしております。

また、2017年6月23日より執行役員制度を導入し、取締役会の活性化・意思決定の迅速化及び業務執行機能の充実を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

イ. 企業統治の体制の概要等

a. 会社の機関の内容

1. 取締役会

取締役会は、原則毎月開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等業務執行について協議・決議し、取締役の職務執行の監督を行います。取締役は、有価証券報告書提出日現在13名であり、監査等委員である取締役は6名（うち、社外取締役5名）であります。

構成員は、議長 伊藤行記、藏富宣彦、松野裕泰、吉川浩明、田口憲一、鈴木規正、伊藤謙二、加藤政宏、江本泰敏、長谷川康夫、中尾善彦、松野恒博、村田知英子であります。

なお、江本泰敏、長谷川康夫、中尾善彦、松野恒博及び村田知英子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

また、取締役会には、取締役の報酬に係る事項の協議を行う機関として「報酬委員会」、及び取締役の選任・解任に係る事項を協議する機関として「人事委員会」の2つの諮問機関を設置し、各委員会は社外取締役3名、社内取締役2名で構成しており、社外取締役が各委員会の委員長に就任し、決定プロセスの客観性・透明性を高めております。

「報酬委員会」の構成員は、委員長 江本泰敏、委員 伊藤行記、委員 藏富宣彦、委員 長谷川康夫、委員 松野恒博であります。

「人事委員会」の構成員は、委員長 長谷川康夫、委員 伊藤行記、委員 藏富宣彦、委員 江本泰敏、委員 中尾善彦であります。

2. 監査等委員会

監査等委員会は、原則毎月開催し、法令、監査等委員会規則等に従い、取締役の職務執行の監査・監督を行います。

監査等委員である取締役は、有価証券報告書提出日現在6名であり、うち5名は社外取締役であります。

構成員は、委員長 加藤政宏、委員 江本泰敏、委員 長谷川康夫、委員 中尾善彦、委員 松野恒博、委員 村田知英子であります。

3. 経営会議

経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員で構成され、原則毎週開催し、あらゆる経営課題について議論を交わし、行内情報の共有化、迅速な意思決定と業務遂行に努めております。また、監査等委員が参加して、必要に応じて意見を述べるができる体制としております。

構成員は、議長 伊藤行記、藏富宣彦、松野裕泰、吉川浩明、田口憲一、鈴木規正、伊藤謙二、加藤政宏であります。

4. その他の委員会

コンプライアンス委員会、経営管理委員会など組織横断的な各種委員会を設置し、経営陣の関与を高めながら、法令等遵守及び収益管理等経営に関する重要事項を幅広く協議しております。

b. 責任限定契約の内容の概要

当行は、非業務執行取締役との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しております。非業務執行取締役との契約（責任限定契約）は次のとおりです。

「非業務執行取締役が職務行為において、善意かつ重大な過失がないにもかかわらず、法令または定款に違反した行為により当行に対し損害を与えた場合、損害賠償金額の限度額は1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。」

c. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

d. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

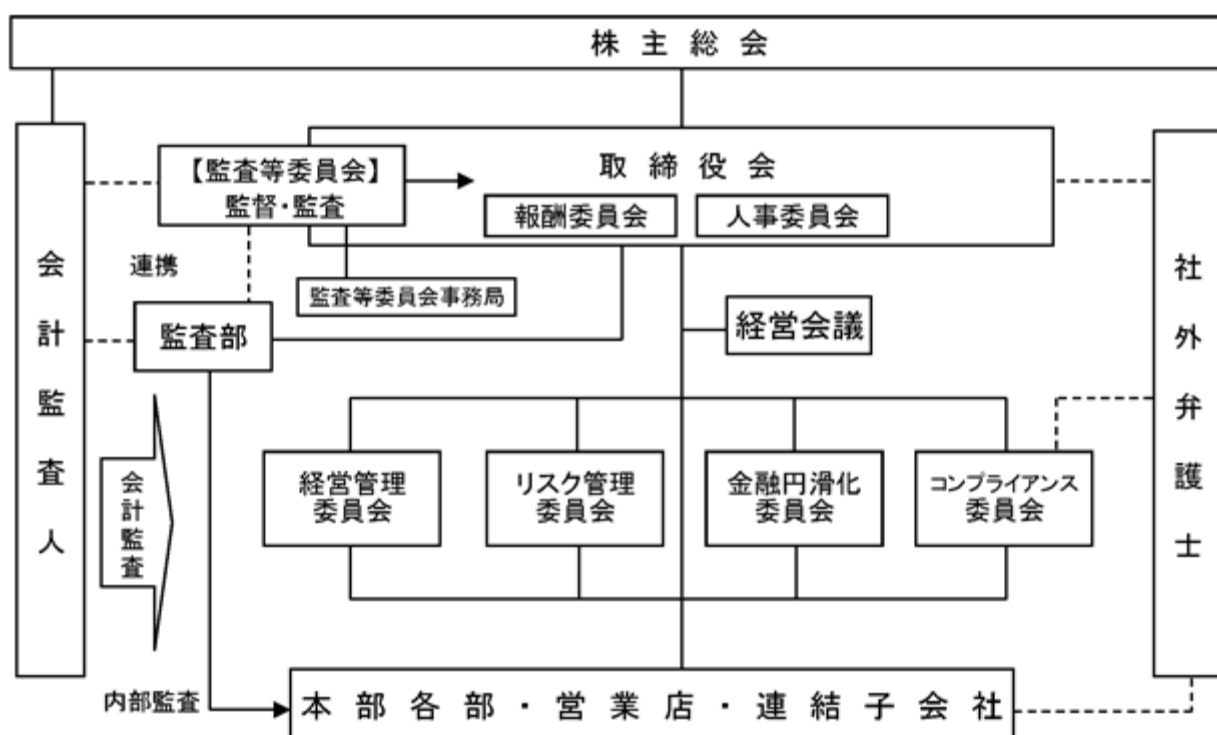
被保険者の範囲

当行取締役

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当行負担としております。

コーポレート・ガバナンスの体制



ロ. 取締役の定数

当行の取締役は20名以内とし、うち監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

ハ. 取締役の選任決議要件

当行は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

ニ、株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

- a. 当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、当行の業務又は財産の状況、その他の事情に対応して、機動的に自己株式の取得ができるようにすることを目的とするものであります。
- b. 当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

ホ、株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

③ 企業統治に関するその他の事項

当行の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、次のとおりであります。

イ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、銀行の「経営理念」「行是」「行訓」を基に制定された「愛知銀行倫理・行動憲章」に従い、法令等を遵守し、社会規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

コンプライアンスの統括組織としてはコンプライアンス委員会を、法令等遵守を統括管理するコンプライアンス担当部署としては、コンプライアンス・リスク統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し法令遵守の周知徹底を図る。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役はその進捗状況や委員会等の報告を受け評価を行う。

法令違反行為等を通報・相談する体制として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、不正行為等の早期発見・早期解決及び是正を図る。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求には断固として拒絶する。

ロ、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「セキュリティポリシー」等に基づき情報資産の適切な管理を図る。

取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し、法令及び行内規定により、主管部で保管する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう行内規定に基づき文書の整理及び保存を行う。

ハ、損失の危機の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理の基本規定」及び「危機管理規定」に基づき、リスク種類ごとに基本規定・マニュアルを整備しリスク管理を図る。

リスク管理の統括組織としてはリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況報告・統合的リスク管理等に関する協議・検討を行う。

信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等の状況については、定期的に取締役会へ報告される体制とする。

取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部各部・営業店及びグループ会社の内部監査を行う。

ニ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要がある場合は随時開催する。各種委員会を設置し、重要な案件につき横断的な協議を行う。

また、「職制」「事務分掌規定」等に基づき、取締役の職務を明確化し、職務の執行が効率的に行われることを図る。

取締役は、その業務執行状況について定期的に取締役会に報告する。

ホ、当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関連会社管理規定」により、リスク管理・コンプライアンス等、グループ会社を管理する業務所管部署を定めるとともに、重要事項に関する銀行への承認事項、報告事項を定める。

グループ会社の統括は総合企画部が担当し、「関連会社管理規定」に基づきグループ各社からの業務内容の報告を受けるとともに、グループ各社の指導・管理を行う体制とする。

また、銀行の監査部はグループ会社の内部管理体制等の適切性・有効性について監査を実施する体制とする。

銀行とグループ会社は、コンプライアンス・ホットラインについて、統一的に運用・対応できる体制とする。

へ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補佐するために監査等委員会事務局を設置し、常勤で専任の使用人を所属させる。

監査等委員会事務局の使用人の人数及び選任について、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。

ト、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会事務局に所属する使用人の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の意見を尊重する。

監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

チ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査等委員へ、重要な稟議・報告書は回覧し、また重要なリスクが生じた場合は報告する体制とする。

監査等委員会は必要に応じて報告事項等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求めることができる体制とする。

常勤の監査等委員は、銀行およびグループ会社のコンプライアンス・ホットラインの通報・相談窓口の一つになり、通報・相談を受けることができる体制とする。また、通報者・相談者についての秘密を保持し、就業上の不利益等を被らないよう取扱う。

リ、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、その費用を銀行に求めることができる。

ヌ、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表者へのヒアリングなどを定期的に行う。また、弁護士、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である監査部と連携し、定期的な会合を持つなどして監査が実効的に行われることを確保する体制とする。

また、リスク管理体制の整備の状況は、次のとおりであります。

イ、リスク管理委員会

リスク管理委員会は原則隔月開催し、各リスク所管部署から市場関連リスク・信用リスク・流動性リスク等の様々なリスク状況の報告を受け、適切なリスク管理の運営を行うとともに、リスク管理の高度化に取り組んでおります。

ロ、監査部

内部監査部門として監査部を設置して、連結子会社を含めた業務執行状況の監査の強化を図っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)	伊藤 行記	1958年1月1日生	1980年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2010年6月 事務統括部長 2013年6月 取締役業務監査部長 2015年6月 取締役証券外国部長 2017年6月 常務取締役 2019年6月 取締役頭取 (現職)	2022 年6 月か ら1 年	1,700
専務取締役 (代表取締役) コンプライアンス・ リスク統括部担当	藏富 宣彦	1959年2月15日生	1981年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2014年6月 コンプライアンス統括部長 2016年6月 取締役コンプライアンス・リスク統 括部長 2017年6月 取締役監査部長 2019年6月 常務取締役 2021年6月 専務取締役 (現職)	2022 年6 月か ら1 年	900
常務取締役 証券外国部 審査部担当	松野 裕泰	1958年7月24日生	1982年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2013年6月 個人部長 2015年6月 取締役本店営業部長 2017年6月 取締役審査部長 2019年6月 常務取締役営業本部長 2020年2月 常務取締役 (現職)	2022 年6 月か ら1 年	1,900
常務取締役 事務統括部担当	吉川 浩明	1961年10月5日生	1985年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2015年6月 経営管理部長 2017年6月 執行役員総合企画部長 2019年6月 執行役員事務統括部長 2020年6月 取締役 2022年6月 常務取締役 (現職)	2022 年6 月か ら1 年	1,300
取締役 営業統括部 法人営業部 個人営業部担当	田口 憲一	1962年5月25日生	1985年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2015年6月 個人部長 2017年6月 執行役員個人部長 2018年6月 執行役員営業統括部長 2019年6月 執行役員本店営業部長 2021年6月 取締役 (現職)	2022 年6 月か ら1 年	1,300
取締役 監査部担当	鈴木 規正	1963年12月30日生	1986年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2017年6月 経営管理部長 2018年6月 執行役員経営管理部長 2020年6月 執行役員コンプライアンス・リスク 統括部長 2021年6月 取締役 (現職)	2022 年6 月か ら1 年	1,000
取締役 総合企画部 総務部 人事部担当	伊藤 謙二	1964年10月16日生	1987年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2017年6月 証券外国部長 2018年6月 執行役員証券外国部長 2019年6月 執行役員総合企画部長 2022年6月 取締役 (現職)	2022 年6 月か ら1 年	1,400
取締役 監査等委員 (常勤)	加藤 政宏	1961年12月18日生	1985年4月 (株)中央相互銀行入行 (現当行) 2014年6月 経営管理部副部長 2020年6月 取締役 (監査等委員) (現職)	2022 年6 月か ら2 年	1,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	江本 泰敏	1955年1月28日生	1990年4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年3月 最高裁判所司法研修所退所 1992年4月 弁護士登録 1992年4月 不二法律事務所入所 1997年3月 不二法律事務所退所 1997年4月 江本法律事務所開設（現職） 2007年10月 名古屋家庭裁判所家事調停官 （非常勤裁判官） 2009年9月 名古屋家庭裁判所家事調停官 （非常勤裁判官） 退任 2016年4月 愛知県弁護士会監事 2017年3月 愛知県弁護士会監事退任 2018年6月 取締役（監査等委員）（現職）	2022 年6 月か ら2 年	300
取締役 監査等委員	長谷川 康夫	1952年1月20日生	1975年4月 名古屋市事務職員採用 2004年4月 名古屋市財政局財政部長 2006年4月 名古屋市総務局理事・指定都市市長 会事務局長 2008年4月 名古屋市交通局長（名古屋市営交通 事業管理者） 2012年3月 名古屋市退職 2012年6月 丸八信用組合専務理事 2013年6月 丸八信用組合理事長 2017年6月 丸八信用組合退職 2020年6月 取締役（監査等委員）（現職）	2022 年6 月か ら2 年	0
取締役 監査等委員	中尾 善彦	1957年4月2日生	1980年4月 名鉄観光サービス株式会社入社 2006年3月 同 財務部長 2012年3月 同 執行役員 財務部長 2014年3月 同 取締役 財務部長 兼 総務部担当 2017年6月 同 取締役 総務部長 兼 監査室担当 兼 財務部担当 2019年7月 同 取締役 監査室長 兼 財務部担当 2021年6月 同 取締役 監査室長 兼 財務部担当 退任 2022年6月 取締役（監査等委員）（現職）	2022 年6 月か ら2 年	0
取締役 監査等委員	松野 恒博	1958年2月15日生	1980年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨ タ自動車株式会社）入社 2009年1月 トヨタ自動車株式会社 財務部 部長 2012年1月 アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 （現株式会社アイシン） 参与（トヨ タ自動車株式会社より出向） 2012年6月 同 常務取締役（トヨタ自動車株式会 社より転籍） 2013年6月 同 取締役・専務執行役員 2014年6月 同 代表取締役副社長 2020年4月 同 取締役 2020年6月 同 取締役退任 2022年6月 取締役（監査等委員）（現職）	2022 年6 月か ら2 年	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	村田 知英子	1959年9月16日生	1982年4月 名古屋国税局採用 2015年7月 大垣税務署 署長 2016年7月 名古屋国税局 調査部 調査開発課長 2017年7月 総務部 会計課長 2018年7月 総務部 次長 2019年7月 名古屋中税務署 署長 2020年7月 退職 2020年8月 税理士登録、村田知英子税理士事務所開業（現職） 2022年6月 取締役（監査等委員）（現職）	2022 年6 月か ら2 年	0
計					11,100

（注）1. 取締役 江本泰敏、長谷川康夫、中尾善彦、松野恒博及び村田知英子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当行の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 加藤政宏、委員 江本泰敏、委員 長谷川康夫、委員 中尾善彦、委員 松野恒弘、委員 村田知英子

3. 当行では、取締役会の活性化・意思決定の迅速化及び業務執行機能の充実を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため執行役員制度を導入しております。また、経営の意思決定機能および監督機能と業務執行機能を明確に分離し、更なるガバナンスの強化と業務執行機能の向上を図るため、上席執行役員を新設しております。上席執行役員は3名、執行役員は7名で、上席執行役員は、本店営業部長 鈴木徹、営業統括部長 鈴木武裕、総合企画部長 石川恵一、執行役員は、コンプライアンス・リスク統括部長 滝元裕幸、監査部長 坂本達哉、東郊通支店長 中伸弥、人事部長 川畑徹志、法人営業部長 伊藤公二、事務統括部長 岡庭隆志、個人営業部長 尾関学で構成されております。

② 社外役員の状況

当行の社外取締役は有価証券報告書提出日現在5名であり、いずれも監査等委員であります。

当行は、社外取締役を選任するにあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を充足するとともに、当行が別途定める独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないこと、また、企業経営や金融、財務等各分野の専門知識、経験、見識を生かし、独立した立場から客観的・中立的な監査・監督を行うことができる方を選任しております。

江本泰敏氏は、江本法律事務所所長であり、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しております。長谷川康夫氏は、長年、名古屋市行政に携わられ、元丸八信用組合の理事長という経験から、地域金融機関に求められる経営や企業統治の見識を有しております。中尾善彦氏は、長年、経営の要職を歴任されており、企業経営の豊富な経験と知見を有しております。松野恒博氏は、長年、経営の要職を歴任されており、上場企業における経営や企業統治の豊富な経験を有しております。村田知英子氏は、村田知英子税理士事務所所長として税理士資格を持ち、国税局の要職、税務署長などを歴任し、豊富な税務や会計知識を有しております。

以上から、5名とも、社外取締役として経営の監督機能を発揮されることができるものと考えております。

その他、当行と社外取締役との間には、特記すべき利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、社外取締役5名とも独立性を有するものと考え、選任しております。

なお、社外取締役による当行株式の保有は「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当行取締役からの独立性については、当行は、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する常勤の専任職員を設置しております。

当該職員は他の業務を兼務しないものとし、当該職員の選任については、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況については、監査等委員会と内部監査部門（監査部）及び会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）は、定例的な会合を行い情報を共有するなど、緊密な連携を図る体制としております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員監査の状況

イ. 監査等委員監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は、常勤（社内）監査等委員1名及び非常勤（社外）監査等委員4名の計5名で構成され、そのうち桂川明氏は桂川明税理士事務所代表として税理士資格を有しており、また、林俊保氏は株式会社松坂屋及びJ. フロントリテイリング株式会社において財務責任者等の要職を歴任するなど、両者は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、監査等委員会は、監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、専任のスタッフ1名を配置しております。

ロ. 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては17回開催され、1回あたりの所要時間（平均）は約37分でした。

個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりであります。

役職	氏名	出席状況（出席率）
監査等委員（社内・常勤）	加藤 政宏	17回／17回（100%）
監査等委員（社外・非常勤）	桂川 明	17回／17回（100%）
監査等委員（社外・非常勤）	林 俊保	17回／17回（100%）
監査等委員（社外・非常勤）	江本 泰敏	17回／17回（100%）
監査等委員（社外・非常勤）	長谷川 康夫	17回／17回（100%）

ハ. 監査等委員会の主な検討事項

監査等委員会では、監査方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用の状況、会計監査人の再任等の決定及び報酬額等の同意、取締役（監査等委員である取締役を除く）選任議案に関する評価及び意見形成、取締役会議案に関する適法性・妥当性の検証、監査等委員会の実効性評価、常勤監査等委員の職務執行状況等について、決議・協議・報告を行っております。

ニ. 常勤及び非常勤監査等委員の活動状況

すべての監査等委員は、取締役会のほか経営管理委員会に出席し、議案内容等の監査を行うとともに必要に応じて意見表明を行っております。

また、監査部及びコンプライアンス・リスク統括部との情報連絡会議（毎月）、関連会社の代表者（年1回）及び監査役（半期毎）との情報交換会議を開催し情報を収集するとともに、代表取締役及び業務執行取締役との意見交換会（半期毎）を開催し、経営陣に対して提言を行っております。

会計監査人とも、監査の状況及び結果について適宜、報告を受けるなど緊密な連携を図っております。

一方、常勤監査等委員は経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等の閲覧、営業店及び関連会社の往査等により業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて報告を求めています。

②内部監査の状況

内部監査は、取締役会直轄の組織である監査部18名により、本部各部・営業店及び連結子会社の内部管理体制（リスク管理体制を含む）等の適切性・有効性について内部監査を実施しております。

また、監査部長及び常勤の監査等委員は、原則隔月開催されるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか法令等遵守並びにリスク管理の状況について監督を行います。

なお、監査部と監査等委員とは、毎月の情報連絡会議において、監査部による監査の実施状況などについて、意見交換を行い、情報の共有化を図っております。

また、会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）と監査等委員会、監査部は、定例的な会合を行い、情報の共有化、意見交換などにより連携を密にし、監査の向上に努めております。

③会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 継続監査期間

16年間

ハ. 業務を執行した公認会計士

福井淳、山田昌紀

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者等4名、その他11名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性及び能力等、監査等委員及び経営者とのコミュニケーションの状況、監査報酬の妥当性等を選定方針としております。また、その方針から妥当であるため、当該監査法人を選定しております。

会計監査人の解任または不再任の決定方針については、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力等の観点から、職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

ヘ. 取締役監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価につきましては、監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性及び能力等、監査等委員及び経営者とのコミュニケーションの状況、監査報酬の妥当性等について、監査等委員会が定めた評価基準に基づき実施しております。

④監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	58	1	58	—
連結子会社	—	3	—	3
計	58	4	58	3

前連結会計年度の当行における非監査業務の内容は、時価の算定に関する会計基準の適用に関する助言業務であります。

連結子会社における前連結会計年度及び当連結会計年度の非監査業務の内容は、会計指導・助言業務であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	52
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	52

当連結会計年度の当行における非監査業務の内容は、株式会社中京銀行との経営統合に係る財務デューデリジェンス業務及び税務デューデリジェンス業務であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬は、会計監査人より監査の体制・手続き・日程等の監査計画、監査見積時間等の提示を受け、その妥当性を検証の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容や職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（取締役の報酬等に関する基本方針）は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能、株主利益との連動性及び中期経営計画の達成状況等を踏まえた報酬体系とするため、報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、2021年2月8日開催の取締役会において決議しております。

イ. 報酬プログラム

a. 報酬の決定に関する方針

当行の役員報酬は、固定報酬と非金銭報酬等により構成されております。固定報酬は、毎月支払われる基本報酬と事業年度の業績目標の達成を前提として毎年一定の時期に支払われる役員賞与に区分されます。非金銭報酬等には、中長期的な企業価値向上と株価上昇への意欲を高めるため、株式報酬型ストック・オプション制度（以下、ストック・オプション制度）を導入しております。

<基本報酬>

基本報酬は、同業同規模の他企業の水準及び職員の給与等を参考に役位と在位年数ごとに毎年決定しております。

<役員賞与>

役員賞与は、基本報酬を基礎に支給額を決定しております。但し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）については、当行が中期経営計画及び決算情報等で公表している業績目標（コア業務純益・当期純利益）が未達であった場合に、支給額の一部を減額しております。

<ストック・オプション制度>

ストック・オプション制度は、一定の権利行使期間を設定し、役位に応じた新株予約権を付与しております。

なお、経営から独立した立場である監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外としております。

b. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の役員報酬の割合については、上位の役位ほど非金銭報酬等の割合が高くなる構成となっております。

c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当行の役員報酬については、2016年6月24日開催の第107期定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役を区分し、それぞれの報酬額を取締役（監査等委員である取締役を除く）全員は年額260百万円以内、監査等委員である取締役全員は年額90百万円以内と決定しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は13名、監査等委員である取締役の員数は6名（うち、社外取締役4名）であります。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対しては、ストック・オプション制度により付与される新株予約権を、別枠として年額100百万円以内の範囲で割り当てることも決定しております。

d. 報酬プログラムの変更

取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象として、単年度業績向上への意欲をより高めるため、2023年3月期より役員賞与を廃止し、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬の導入を、2022年3月28日開催の取締役会で決定しております。

ロ. 報酬決定プロセス

a. 報酬の決定方針を決定する機関と手順の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、定款、取締役の報酬等に関する基本方針及び報酬委員会規定に基づき、報酬委員会の協議を経て取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員会規則に基づき、定時株主総会において決議された報酬額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

b. 報酬委員会の役割及び活動内容

当行は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等に係る事項の協議を行うため、取締役会の諮問機関として社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を設置しております。取締役の報酬を決定する過程において、経営から独立した立場である社外取締役が関与・助言することで、役員の報酬制度全体の客観性・公平性を高めております。

なお、当事業年度の報酬委員会の活動は以下のとおりです。

2021年4月から2022年3月に計4回開催し、各回に委員長・委員の全員が出席しました。

c. 取締役会の役割及び活動内容

取締役会は、原則毎月開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等業務執行について協議・決定し、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度の役員の報酬等の額に係る活動は以下のとおりです。
2021年4月から2022年3月に計3回開催しております。

d. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が取締役の報酬等に関する基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会で決定した当該事業年度の個人別の報酬等は、報酬委員会が取締役の報酬等に関する基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行い作成した原案を、取締役会が当該方針に沿った対応が成されているかを判断し決議しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				
			固定報酬		ストック・ オプション 報酬	業績連動報酬	左記のうち、非金銭 報酬等
			基本報酬	賞与			
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	9	157	98	32	25	—	25
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	1	17	13	4	—	—	—
社外取締役	4	26	19	6	—	—	—

（注）1. 上記の員数・報酬等の総額には、2021年6月25日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名を含んでおります。

2. 重要な使用人兼務役員の使用人給与額は14百万円、員数は1人であり、その内容は、給与11百万円及び賞与3百万円であります。

＜ストック・オプション制度の概要＞

当行は、役員報酬と株価との連動性を強めることにより、株主のみならずと株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な企業価値向上と株価上昇への意欲を高めるため、ストック・オプション制度を導入しております。制度の概要は次のとおりです。

項 目	内 容
割当対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く）
株式の種類	当行普通株式
割当の時期	新株予約権の募集事項を定める取締役会（原則として毎年6月に開催）の決議に基づき、当該決議後、法定の期間を経て速やかに行う
割当金額の上限	年額100百万円
付与株式数	100株
割当個数の上限	300個（30,000株）
公正価値の算定方式	ブラック・ショールズ・モデル
割当個数の算出方法	発行取締役会の前営業日における公正価値
権利行使に際して出資される財産の価値	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額
権利行使期間	30年以内
権利行使開始日	退任日の翌日
権利行使期限	権利行使期間の最終日又は権利行使開始日から10年を経過する日のいずれか早い日

なお、詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2） 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」をご参照ください。

③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績

業績連動報酬非導入のため、該当する指標の目標及び実績はございません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である特定投資株式の区分に分けて管理をしています。保有目的が純投資目的以外の特定投資株式については、「取引先との協力関係の維持・強化」が、地域経済の成長・活性化に繋がることにより「当行グループ及び取引先の中長期的な企業価値の向上」などに資する場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業の十分な理解を得たうえで、縮減に努めることを基本方針としております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別の政策保有株式については、リスクとリターンなどを踏まえた中長期的な経済合理性及び資本コスト等を考慮した基準に基づき確認を行い、取締役会において取引関係の構築状況・可能性なども踏まえた営業戦略上のメリットを定期的に検証し、保有意義が認められない銘柄については、保有の見直しについて検討を行っております。

なお、2021年9月30日を指標を基準日とし、2022年2月14日開催の取締役会において検証しました。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	104	63,103
非上場株式	74	1,403

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	23	取引関係の一層の強化のため
非上場株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	5	2,997
非上場株式	2	6

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注6）	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社マキタ	2,323,400	2,323,400	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	9,142	11,024		
東海旅客鉄道株式会社	437,000	437,000	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	6,976	7,232		
日本碍子株式会社	3,108,000	3,108,000	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	5,448	6,290		
住友不動産株式会社	1,538,000	1,538,000	業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	5,212	6,007		
株式会社パイロット コーポレーション （注2）	715,000	715,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	3,760	2,523		
東邦瓦斯株式会社	1,066,320	1,066,320	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	2,905	7,282		
中部電力株式会社	1,809,800	1,809,800	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	2,285	2,578		
小野薬品工業株式会社	440,000	440,000	保有に関する経済合理性を有し、業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	1,349	1,271		
岡谷鋼機株式会社	117,300	114,900	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。取引関係の一層の強化のため、取得しました。	有
	1,142	1,046		
株式会社サガミホールディングス	923,990	923,990	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	1,103	1,050		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注６）	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
名港海運株式会社	931,920	931,920	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	1,071	1,075		
日本空調サービス株式会社	1,336,000	1,336,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	1,058	997		
京阪神ビルディング株式会社	693,000	693,000	業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	1,038	1,031		
リンナイ株式会社	106,745	106,745	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	978	1,322		
オークマ株式会社	177,400	177,400	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	904	1,126		
東京海上ホールディングス株式会社	111,500	111,500	保有に関する経済合理性を有し、地域経済の成長・活性化において、先進的な知見や金融サービス等の活用が期待できる有力金融機関との協力関係の維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	794	587		
ダイワボウホールディングス株式会社	459,500	459,500	保有に関する経済合理性を有し、業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	757	772		
株式会社京都銀行	128,800	128,800	営業基盤が異なる同業種として、地域の成長・活性化への貢献が期待できる同行との協力関係の維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	689	877		
名古屋鉄道株式会社	308,743	308,743	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	669	812		
株式会社T Y K	1,939,300	1,939,300	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	570	649		

	当事業年度	前事業年度		
	株式数（株）	株式数（株）		

銘柄	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注6）	当行の株式の 保有の有無
ニプロ株式会社	550,000	550,000	業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	563	735		
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	1,393,700	1,393,700	保有に関する経済合理性を有し、地域経済の成長・活性化において、先進的な知見や金融サービス等の活用が期待できる有力金融機関との協力関係の維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	561	564		
ブルドックソース株式会社	260,800	260,800	業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	557	704		
株式会社木曽路	224,300	224,300	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	468	523		
株式会社クロップス	450,000	450,000	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	443	414		
株式会社カノークス	343,500	343,500	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	434	247		
東建コーポレーション株式会社	48,000	48,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	434	518		
株式会社京葉銀行	838,000	838,000	営業基盤が異なる同業種として、地域の成長・活性化への貢献が期待できる同行との協力関係の維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	414	383		
杉本商事株式会社	198,000	198,000	保有に関する経済合理性を有し、業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	411	468		
佐藤食品工業株式会社	267,500	267,500	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	392	432		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注６）	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
MS & A D インシュ アランスグループ ホールディングス株 式会社（注２）	97,890	97,890	保有に関する経済合理性を有し、地域経 済の成長・活性化において、先進的な知 見や金融サービス等の活用が期待できる 有力金融機関との協力関係の維持・向上 を通じた、当行グループの企業価値向上 のため。	有
	389	318		
株式会社ノリタケカ ンパニーリミテド	87,200	87,200	地域経済との関連性が深く、地域の成 長・活性化に重要な役割を担う同社との 関係維持・向上を通じた、当行グループ の企業価値向上のため。	有
	388	309		
株式会社大和証券グ ループ本社	540,000	540,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経 済の成長・活性化において、先進的な知 見や金融サービス等の活用が期待できる 有力金融機関との協力関係の維持・向上 を通じた、当行グループの企業価値向上 のため。	有
	374	308		
株式会社サンリオ	139,400	139,400	業界内の有力企業である同社との関係維 持・向上を通じた、当行グループの企業 価値向上のため。	有
	349	244		
東陽倉庫株式会社	1,045,000	1,045,000	地域経済との関連性が深く、地域の成 長・活性化に重要な役割を担う同社との 関係維持・向上を通じた、当行グループ の企業価値向上のため。	有
	340	361		
C K D 株式会社	154,000	154,000	地域経済との関連性が深く、地域の成 長・活性化に重要な役割を担う同社との 関係維持・向上を通じた、当行グループ の企業価値向上のため。	無
	290	355		
コムシスホールディ ングス株式会社 （注２）	104,381	104,381	保有に関する経済合理性を有し、地域経 済との関連性が深く、地域の成長・活性 化に重要な役割を担う同社との関係維 持・向上を通じた、当行グループの企業 価値向上のため。	有
	278	355		
株式会社ブロンコビ リー	120,000	120,000	地域経済との関連性が深く、地域の成 長・活性化に重要な役割を担う同社との 関係維持・向上を通じた、当行グループ の企業価値向上のため。	有
	272	284		
株式会社十六フィナ ンシャルグループ （注２）（注３）	124,917	—	営業基盤が重なる同業種として、地域の 成長・活性化に重要な役割を担う同行と の協力関係の維持・向上を通じた、当行 グループの企業価値向上のため。	有
	271	—		
株式会社ゲオホール ディングス	216,000	216,000	地域経済との関連性が深く、地域の成 長・活性化に重要な役割を担う同社との 関係維持・向上を通じた、当行グループ の企業価値向上のため。	有
	270	256		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注６）	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社協和日成	207,000	207,000	保有に関する経済合理性を有し、業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	270	221		
株式会社名古屋銀行	90,000	90,000	営業基盤が重なる同業種として、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同行との協力関係の維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	260	283		
大同メタル工業株式会社	440,000	440,000	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	無
	251	258		
株式会社F U J I	112,500	112,500	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	250	318		
V Tホールディングス株式会社	540,000	540,000	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	240	240		
天龍製鋸株式会社	78,900	78,900	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	239	210		
C D S株式会社	140,000	140,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	230	210		
大同特殊鋼株式会社	58,400	58,400	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	無
	215	298		
矢作建設工業株式会社	268,400	268,400	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	215	225		
SOMPOホールディングス株式会社 （注２）	39,000	78,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経済の成長・活性化において、先進的な知見や金融サービス等の活用が期待できる有力金融機関との協力関係の維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	209	330		

	当事業年度	前事業年度		
	株式数（株）	株式数（株）		

銘柄	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注6）	当行の株式の 保有の有無
伊勢湾海運株式会社	273,000	273,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	187	196		
中部水産株式会社	78,500	78,500	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	186	203		
名工建設株式会社	153,000	*	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	185	*		
アイホン株式会社	90,200	*	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	184	*		
中部飼料株式会社	184,500	369,000	保有に関する経済合理性を有し、地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	181	529		
株式会社大紀アルミニウム工業所	102,000	*	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	160	*		
フタバ産業株式会社	431,550	431,550	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	157	255		
株式会社エディオン	137,800	*	保有に関する経済合理性を有し、業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	156	*		
ダイナパック株式会社	121,944	*	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	155	*		
日本トランスシティ株式会社	254,000	*	地域経済との関連性が深く、地域の成長・活性化に重要な役割を担う同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	153	*		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注6）	当行の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社A Tグループ	—	655,405	—	有
	—	1,114		
三菱HCキャピタル 株式会社（注4）	—	1,657,760	—	有
	—	1,107		
株式会社オリバー	—	223,000	—	無
	—	647		
株式会社静岡銀行	—	700,000	—	有
	—	609		
エクシオグループ株 式会社 （注2）（注5）	—	124,000	—	有
	—	362		
株式会社十六銀行 （注3）	—	124,917	—	有
	—	275		
上新電機株式会社	*	75,000	業界内の有力企業である同社との関係維持・向上を通じた、当行グループの企業価値向上のため。	有
	*	237		
電気興業株式会社	—	83,200	—	有
	—	225		

（注1）「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当行の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。

（注2）保有先企業は当行株式を保有していませんが、同社子会社が当行株式を保有しております。

（注3）株式会社十六銀行の単独株式移転により、株式会社十六フィナンシャルグループとして設立されました。

（注4）三菱UFJリース株式会社は、2021年4月1日に三菱HCキャピタル株式会社に社名変更しております。

（注5）株式会社協和エクシオは、2021年10月1日にエクシオグループ株式会社に社名変更しております。

(注6) 当行は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当行は、毎期、個別の特定投資株式について保有の意義を検証しており、2021年9月30日を基準とした検証の結果、現状保有する特定投資株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

(みなし保有株式)
該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	331	64,816	295	59,515
非上場株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
上場株式	1,559	2,721	22,290
非上場株式	—	—	—

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
三菱HCキャピタル株式会社(注1)	1,657,760	602
エクシオグループ株式会社(注2)	124,000	280
電気興業株式会社	83,200	187
DCMホールディングス株式会社	88,000	92
カネ美食品株式会社	17,490	47
株式会社静岡銀行	700,000	—
SOMPOホールディングス株式会社	39,000	—
株式会社ウッドフレンズ	16,000	—
株式会社富山銀行	4,600	—

(注1) 三菱UFJリース株式会社は、2021年4月1日に三菱HCキャピタル株式会社に社名変更しております。

(注2) 株式会社協和エクシオは、2021年10月1日にエクシオグループ株式会社に社名変更しております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	226,415	484,775
コールローン及び買入手形	590	2,888
買入金銭債権	3,090	7,238
商品有価証券	—	49
有価証券	※1,※4,※9 953,370	※1,※4,※9 993,000
投資損失引当金	△0	△0
貸出金	※1,※2,※3,※4,※5 2,528,640	※1,※2,※3,※4,※5 2,759,402
外国為替	※1,※2 1,975	※1,※2 1,528
その他資産	※1,※4 38,044	※1,※4 37,397
有形固定資産	※7,※8 35,050	※7,※8 34,191
建物	7,950	7,546
土地	※6 22,766	※6 22,695
リース資産	8	6
建設仮勘定	392	427
その他の有形固定資産	3,932	3,515
無形固定資産	1,002	760
ソフトウェア	853	596
ソフトウェア仮勘定	4	38
リース資産	59	40
その他の無形固定資産	85	85
退職給付に係る資産	7,461	7,453
繰延税金資産	185	195
支払承諾見返	※1 6,014	※1 5,928
貸倒引当金	△13,708	△14,059
資産の部合計	3,788,132	4,320,749
負債の部		
預金	3,221,635	3,389,658
譲渡性預金	4,100	4,100
コールマネー及び売渡手形	—	※4 131,119
債券貸借取引受入担保金	※4 91,318	※4 49,241
借入金	※4 166,852	※4 455,615
外国為替	1,460	1,433
その他負債	22,227	23,149
賞与引当金	587	582
役員賞与引当金	35	35
退職給付に係る負債	683	535
役員退職慰労引当金	35	44
睡眠預金払戻損失引当金	188	155
偶発損失引当金	1,449	1,564
繰延税金負債	20,484	13,475
再評価に係る繰延税金負債	※6 4,668	※6 4,598
支払承諾	6,014	5,928
負債の部合計	3,541,740	4,081,237

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (2022年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	13,883	13,883
利益剰余金	142,074	151,391
自己株式	△1,055	△979
株主資本合計	172,903	182,295
その他有価証券評価差額金	59,345	42,718
繰延ヘッジ損益	100	635
土地再評価差額金	※ 6 8,413	※ 6 8,272
退職給付に係る調整累計額	991	925
その他の包括利益累計額合計	68,850	52,552
新株予約権	302	259
非支配株主持分	4,335	4,405
純資産の部合計	246,391	239,512
負債及び純資産の部合計	3,788,132	4,320,749

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	53,281	56,112
資金運用収益	29,200	32,288
貸出金利息	19,176	21,128
有価証券利息配当金	9,928	10,655
コールローン利息及び買入手形利息	4	0
預け金利息	78	469
その他の受入利息	12	35
役務取引等収益	17,106	17,575
その他業務収益	481	547
その他経常収益	6,492	5,700
投資損失引当金戻入益	1	—
償却債権取立益	3	1
その他の経常収益	※ 1 6,486	※ 1 5,699
経常費用	47,237	40,577
資金調達費用	351	356
預金利息	244	214
譲渡性預金利息	6	6
コールマネー利息及び売渡手形利息	21	△11
債券貸借取引支払利息	8	7
借入金利息	60	30
その他の支払利息	8	108
役務取引等費用	10,428	10,422
その他業務費用	2,040	1,068
営業経費	※ 2 26,409	※ 2 25,527
その他経常費用	8,007	3,202
貸倒引当金繰入額	5,993	2,034
投資損失引当金繰入額	—	0
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	9	24
偶発損失引当金繰入額	134	115
その他の経常費用	※ 3 1,869	※ 3 1,028
経常利益	6,043	15,534
特別利益	15	88
固定資産処分益	12	88
資産除去債務戻入益	2	—
特別損失	92	248
固定資産処分損	42	62
減損損失	※ 4 50	※ 4 186
税金等調整前当期純利益	5,966	15,374
法人税、住民税及び事業税	3,198	4,584
法人税等調整額	△1,638	△242
法人税等合計	1,560	4,342
当期純利益	4,405	11,031
非支配株主に帰属する当期純利益	139	86
親会社株主に帰属する当期純利益	4,266	10,945

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	4,405	11,031
その他の包括利益	※1 33,692	※1 △16,151
その他有価証券評価差額金	29,777	△16,621
繰延ヘッジ損益	100	535
退職給付に係る調整額	3,815	△65
包括利益	38,098	△5,119
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	37,937	△5,212
非支配株主に係る包括利益	160	92

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	138,933	△1,071	169,746
当期変動額					
剰余金の配当			△1,075		△1,075
親会社株主に帰属する当期純利益			4,266		4,266
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		△3		21	18
土地再評価差額金の取崩			△46		△46
利益剰余金から資本剰余金への振替		3	△3		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,140	16	3,157
当期末残高	18,000	13,883	142,074	△1,055	172,903

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	29,589	—	8,366	△2,823	35,131	295	4,177	209,350
当期変動額								
剰余金の配当								△1,075
親会社株主に帰属する当期純利益								4,266
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								18
土地再評価差額金の取崩								△46
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,755	100	46	3,815	33,718	7	158	33,883
当期変動額合計	29,755	100	46	3,815	33,718	7	158	37,041
当期末残高	59,345	100	8,413	991	68,850	302	4,335	246,391

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	142,074	△1,055	172,903
会計方針の変更による累積的影響額			△38		△38
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,000	13,883	142,036	△1,055	172,865
当期変動額					
剰余金の配当			△1,721		△1,721
親会社株主に帰属する当期純利益			10,945		10,945
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△9		78	69
土地再評価差額金の取崩			140		140
利益剰余金から資本剰余金への振替		9	△9		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	9,355	75	9,430
当期末残高	18,000	13,883	151,391	△979	182,295

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	59,345	100	8,413	991	68,850	302	4,335	246,391
会計方針の変更による累積的影響額							△20	△58
会計方針の変更を反映した当期首残高	59,345	100	8,413	991	68,850	302	4,315	246,333
当期変動額								
剰余金の配当								△1,721
親会社株主に帰属する当期純利益								10,945
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								69
土地再評価差額金の取崩								140
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△16,627	535	△140	△65	△16,297	△43	90	△16,250
当期変動額合計	△16,627	535	△140	△65	△16,297	△43	90	△6,820
当期末残高	42,718	635	8,272	925	52,552	259	4,405	239,512

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,966	15,374
減価償却費	1,589	1,738
減損損失	50	186
貸倒引当金の増減(△)	4,983	351
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△1	0
賞与引当金の増減額(△は減少)	△13	△4
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△8	0
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	414	△213
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△35	△22
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△4	8
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△64	△32
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	134	115
資金運用収益	△29,200	△32,288
資金調達費用	351	356
有価証券関係損益(△)	△3,804	△4,226
為替差損益(△は益)	△950	△5,176
固定資産処分損益(△は益)	29	△25
商品有価証券の純増(△)減	1	△49
貸出金の純増(△)減	△464,940	△230,762
預金の純増減(△)	412,866	168,023
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	71,256	288,762
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	575	△146
コールローン等の純増(△)減	△2,537	△6,553
コールマネー等の純増減(△)	△5,441	131,119
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	11,209	△42,077
外国為替(資産)の純増(△)減	614	447
外国為替(負債)の純増減(△)	77	△27
資金運用による収入	29,919	32,690
資金調達による支出	△436	△368
その他	3,741	1,514
小計	36,341	318,713
法人税等の支払額	△1,618	△4,126
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,723	314,587
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△263,673	△218,477
有価証券の売却による収入	193,075	89,431
有価証券の償還による収入	128,414	74,976
有形固定資産の取得による支出	△1,810	△832
有形固定資産の売却による収入	74	465
無形固定資産の取得による支出	△328	△147
資産除去債務の履行による支出	—	△41
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,752	△54,626
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△18	△20
自己株式の取得による支出	△5	△3
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△1,075	△1,721
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,100	△1,746
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	89,375	258,214
現金及び現金同等物の期首残高	134,849	224,225
現金及び現金同等物の期末残高	※1 224,225	※1 482,440

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 5社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

愛知キャピタル株式会社は新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これらに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員及び連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員及び連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

(13) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

② 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日 企業会計基準委員会）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ
ヘッジ手段である金融商品の種類	金利スワップ
ヘッジ対象である金融商品の種類	国債
ヘッジ取引の種類	相場変動を相殺するもの

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1)当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	13,708百万円	14,059百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「5. 会計方針に関する事項」の「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当規定に則り貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因等を勘案した判断を加えて決定しており、主に下記の領域において見積りの不確実性が高くなっています。

- ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握(財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む)
- ・直近の経済環境、リスク要因を踏まえた将来の見通しや過去の貸倒実績に基づく予想損失の見積り

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸倒引当金の見積りについては、新型コロナウイルス感染症拡大とこれに伴う経済活動の停滞が翌連結会計年度においてもその影響が継続するものと見込まれますが、政府の経済対策にも支えられ徐々に経済活動等は回復するものと見ております。

こうした中、引き続き、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

上記の仮定は高い不確実性を伴い、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済環境の変化、貸出先の経営状況の変動等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによりキャッシュ・バック等顧客に支払われる対価の一部が、「営業経費」又は「その他経常費用」中の「その他の経常費用」として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更しております。また、当行の連結子会社におけるクレジットカード年会費の収益認識基準は、従来、受取時に一括して収益認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務であることから、当連結会計年度から、経過期間に応じて収益を認識するように変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が38百万円減少し、非支配株主持分の期首残高が20百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

- ※ 1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,735百万円	7,504百万円
危険債権額	32,926百万円	40,489百万円
要管理債権額	4,922百万円	5,005百万円
三月以上延滞債権額	1,184百万円	302百万円
貸出条件緩和債権額	3,737百万円	4,703百万円
小計額	45,584百万円	53,000百万円
正常債権額	2,529,457百万円	2,756,925百万円
合計額	2,575,042百万円	2,809,926百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- ※ 2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
12,863百万円	14,346百万円

- ※ 3. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
3,750百万円	3,248百万円

※ 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年 3月31日)	当連結会計年度 (2022年 3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	297,838百万円	463,045百万円
貸出金	92,679百万円	111,268百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー及び売渡手形	－百万円	6,119百万円
債券貸借取引受入担保金	91,318百万円	49,241百万円
借入金	157,160百万円	447,070百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。		
	前連結会計年度 (2021年 3月31日)	当連結会計年度 (2022年 3月31日)
有価証券	621百万円	704百万円
また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (2021年 3月31日)	当連結会計年度 (2022年 3月31日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
金融商品等差入担保金	40百万円	－百万円
保証金	384百万円	355百万円

※ 5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年 3月31日)	当連結会計年度 (2022年 3月31日)
融資未実行残高	620,997百万円	619,411百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	620,997百万円	619,411百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 6. 土地の再評価に関する法律（1998年 3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年 3月31日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年 3月31日公布政令第119号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

※ 7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (2022年 3 月31日)
減価償却累計額	24,651百万円	24,730百万円

※ 8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (2022年 3 月31日)
圧縮記帳額	1,892百万円	1,892百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※ 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (2022年 3 月31日)
	32,105百万円	36,078百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
株式等売却益	6,260百万円	5,431百万円

※ 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
給与・手当	11,482百万円	11,443百万円
土地建物機械賃借料	2,862百万円	2,833百万円

※ 3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
株式等売却損	909百万円	532百万円
株式等償却	一百万円	67百万円

※ 4. 資産の用途変更や継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を次のとおり減損損失として特別損失に計上しております。

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)					当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)				
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	主な用途	種類	減損損失 (百万円)		
稼働 資産	愛知県内	営業店舗 等2か店	土地及び建 物動産等	42	営業店舗 等3か店	土地及び建 物動産等	186		
				(うち土地 37)			(うち土地 71)		
				(うち建物等 5)			(うち建物等 77)		
				(うち動産等 ー)			(うち動産等 ー)		
				(うち撤去費用ー)			(うち撤去費用37)		
遊休 資産 等	愛知県内	遊休資産 等1か所	土地及び建 物動産等	7	遊休資産 等0か所	土地及び建 物動産等	ー		
				(うち土地 7)			(うち土地 ー)		
				(うち建物等 0)			(うち建物等 ー)		
				(うち動産等 ー)			(うち動産等 ー)		
				(うち撤去費用ー)			(うち撤去費用ー)		
	愛知県外	遊休資産 等1か所	土地及び建 物動産等	0	遊休資産 等0か所	土地及び建 物動産等	ー		
				(うち土地 0)			(うち土地 ー)		
				(うち建物等 ー)			(うち建物等 ー)		
				(うち動産等 ー)			(うち動産等 ー)		
				(うち撤去費用ー)			(うち撤去費用ー)		
合計				50				186	
				(うち土地 45)				(うち土地 71)	
				(うち建物等 5)				(うち建物等 77)	
				(うち動産等 ー)				(うち動産等 ー)	
				(うち撤去費用ー)				(うち撤去費用37)	

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	47,769	△18,743
組替調整額	△5,085	△4,899
税効果調整前	42,683	△23,643
税効果額	△12,906	7,021
その他有価証券評価差額金	29,777	△16,621
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	144	771
組替調整額	—	—
税効果調整前	144	771
税効果額	△44	△236
繰延ヘッジ損益	100	535
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,829	△437
組替調整額	668	343
税効果調整前	5,497	△94
税効果額	△1,682	28
退職給付に係る調整額	3,815	△65
その他の包括利益合計	33,692	△16,151

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	—	—	10,943	
合計	10,943	—	—	10,943	
自己株式					
普通株式	191	1	3	189	(注)
合計	191	1	3	189	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取による増加1千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少3千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				302	
合計			—				302	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	537	50	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	537	50	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	752	その他利益 剰余金	70	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 2021年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当金20円を含んでおります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	—	—	10,943	
合計	10,943	—	—	10,943	
自己株式					
普通株式	189	0	14	176	(注)
合計	189	0	14	176	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少14千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会 計年度 増加	当連結会 計年度 減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—				259	
合計			—				259	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	752	70	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	968	90	2021年9月30日	2021年12月6日

(注) 2021年6月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、特別配当金20円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,368	その他利益 剰余金	220	2022年3月31日	2022年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金預け金勘定	226,415百万円	484,775百万円
銀行預け金(日銀預け金を除く)	△2,189百万円	△2,335百万円
現金及び現金同等物	224,225百万円	482,440百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

什器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	92	101
1年超	1,529	1,684
合 計	1,621	1,786

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

- ① リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額
(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
リース料債権部分の金額	17,253	15,724
見積残存価額部分の金額	796	762
受取利息相当額	△1,400	△1,250
リース投資資産	16,649	15,236

- ② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収予定額
前連結会計年度 (2021年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	—	4,807
1年超2年以内	—	4,059
2年超3年以内	—	3,256
3年超4年以内	—	2,422
4年超5年以内	—	1,459
5年超	—	1,248

当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	84	4,608
1年超2年以内	84	3,818
2年超3年以内	84	2,971
3年超4年以内	84	2,021
4年超5年以内	70	1,174
5年超	—	1,129

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客から「預金」を受け入れることで資金調達を行っております。また、調達資金である「預金」を民間企業や個人を対象に貸付けを行う貸出業務を行うとともに、債券、株式等で運用する市場運用を行っております。

デリバティブ取引については、顧客の為替変動リスク回避、当行自身の外貨資金調達取引及び金利上昇リスク回避のために利用しております。また、金融資産及び金融負債が市場リスクに晒されることから回避するため、総合的リスク管理の観点から、ヘッジ手段としてデリバティブを利用することとしております。

なお、デリバティブ取引のうち、金利スワップ取引の一部については、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ有効性評価につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として民間企業や個人に対する貸出金であり、金利リスク及び信用供与先の財務状況の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式であり、債券は売買目的、その他有価証券及び満期保有目的、株式は純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。預金については、流動性預金と定期性預金があり、定期性預金の期間は最長で5年であります。

金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

当行グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っております。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。与信管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、コンプライアンス・リスク統括部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを把握しております。

コンプライアンス・リスク統括部は、市場リスクの状況について、定期的に取り締役会・リスク管理委員会等に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

○市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数は金利リスクと株価リスクであります。金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」であり、株価変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される株式であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「市場統合リスク」、「債券」、「投信・その他の証券」、「純投資株式」、「政策投資株式」に区分してVaRを算定することで、金利の変動リスク、及び株価の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間125日、信頼区間99%、観測期間10年）を採用しております。

2021年3月31日（前期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で28,435百万円であります。VaRの算定にあたっては、バンキング勘定の金利リスクと投信・その他の証券の価格変動リスク、及び純投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値と、政策投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値を合算しております。

2022年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,709百万円であります。VaRの算定にあたっては、バンキング勘定の金利リスクと投信・その他の証券の価格変動リスク、及び純投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値と、政策投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値を合算しております。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	3,090	3,090	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	950,801	950,801	—
(4) 貸出金	2,528,640		
貸倒引当金（※1）	△12,927		
	2,515,712	2,569,310	53,597
資産計	3,469,604	3,523,202	53,597
(1) 預金	3,221,635	3,221,671	35
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	—
(3) 借入金	166,852	167,111	259
負債計	3,392,588	3,392,883	295
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,628)	(1,628)	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	144	144	—
デリバティブ取引計	(1,483)	(1,483)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3） ヘッジ対象である国債の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）を適用しております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	7,238	7,238	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	49	49	—
(3) 有価証券 その他有価証券	990,476	990,476	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（※1）	2,759,402 △13,231		
	2,746,171	2,784,442	38,271
資産計	3,743,936	3,782,207	38,271
(1) 預金	3,389,658	3,389,673	14
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	—
(3) 借入金	455,615	455,282	△332
負債計	3,849,374	3,849,056	△317
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,860)	(1,860)	—
ヘッジ会計が適用されているもの（※3）	916	916	—
デリバティブ取引計	(944)	(944)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3） ヘッジ対象である国債の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式（※1）（※2）	1,525	1,519
組合出資金等（※3）	1,043	1,003

（※1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2） 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

当連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

（※3） 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	198,170	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	590	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	3,063
有価証券	71,966	169,958	144,635	104,623	110,482	123,817
その他有価証券のうち満期があるもの	71,966	169,958	144,635	104,623	110,482	123,817
うち国債	11,100	—	—	—	24,000	55,000
地方債	9,759	18,066	24,955	48,560	34,326	26,775
社債	34,594	86,332	77,230	42,356	16,759	24,601
外国債券	14,797	33,231	26,054	2,007	1,100	—
貸出金(※)	312,107	444,757	367,346	251,250	304,943	598,516
合 計	582,834	614,716	511,982	355,874	415,425	725,397

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない40,166百万円、期間の定めのないもの209,552百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	459,363	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	2,888	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	7,319
有価証券	79,051	146,572	153,051	119,040	128,178	152,793
その他有価証券のうち満期があるもの	79,051	146,572	153,051	119,040	128,178	152,793
うち国債	—	—	1,000	—	48,000	79,000
地方債	7,249	22,344	30,206	49,454	29,297	26,208
社債	50,692	70,067	79,527	40,581	15,160	30,288
外国債券	14,070	26,939	33,145	1,956	—	—
貸出金(※)	311,254	493,483	384,734	253,250	321,079	741,698
合 計	852,557	640,055	537,786	372,291	449,258	901,811

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない47,488百万円、期間の定めのないもの206,414百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,055,156	153,928	12,550	—	—	—
譲渡性預金	4,100	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	91,318	—	—	—	—	—
借入金	15,455	22,917	128,430	50	—	—
合 計	3,166,030	176,846	140,980	50	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,195,761	187,030	6,866	—	—	—
譲渡性預金	4,100	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	131,119	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	49,241	—	—	—	—	—
借入金	252,885	142,197	60,495	37	—	—
合 計	3,633,108	329,228	67,361	37	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	7,238	7,238
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	49	—	—	49
其他有価証券				
国債・地方債等	127,797	164,445	—	292,243
社債	—	250,288	36,356	286,645
株式	128,180	—	—	128,180
その他	8	73,919	—	73,928
デリバティブ取引				
金利関連	—	916	—	916
通貨関連	—	152	—	152
資産計	256,037	489,722	43,594	789,354
デリバティブ取引				
金利関連	—	—	—	—
通貨関連	—	2,012	—	2,012
負債計	—	2,012	—	2,012

（※）「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年3月6日 内閣府令第9号）附則第5条第6項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は209,478百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	2,784,442	2,784,442
資産計	—	—	2,784,442	2,784,442
預金	—	3,389,673	—	3,389,673
譲渡性預金	—	4,100	—	4,100
借入金	—	455,282	—	455,282
負債計	—	3,849,056	—	3,849,056

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から入手した価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づき、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル３、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（２０２０年３月６日 内閣府令第９号）附則第５条第６項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル３の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレート（店頭基準金利）を用いております。なお、連結決算日における預入満期までの残存期間が１年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金については、当該取引から発生する見積将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、連結決算日における満期日までの残存期間が１年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、大部分が店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いているインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
自行保証付私募債	現在価値技法	割引率	0.0%—12.5%	0.3%
		倒産時の損失率	0.0%—7.0%	1.1%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価から の振替	期末残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 金融資産及び 金融負債 の評価損益 (*1)
		損益に計 上(*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
買入金銭債権								
信託受益権	3,090	—	△107	4,255	—	—	7,238	—
有価証券								
その他有価 証券								
自行保証 付私募債	32,476	△5	△80	3,966	—	—	36,356	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは経営会議において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門及びコンプライアンス・リスク統括部が時価を算定しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

自行保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率及び倒産時の損失率であります。これらのインプットの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

- ※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
連結会計年度の損益に 含まれた評価差額	—	0

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度 (2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	130,260	57,669	72,591
	債券	305,406	302,992	2,413
	国債	17,013	16,986	27
	地方債	91,427	90,785	642
	社債	196,965	195,221	1,744
	外国債券	42,786	41,687	1,098
	その他	133,852	121,406	12,446
	小計	612,306	523,756	88,550
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	5,745	6,257	△511
	債券	234,275	236,006	△1,730
	国債	75,395	76,299	△904
	地方債	71,980	72,514	△534
	社債	86,899	87,191	△292
	外国債券	35,258	35,557	△298
	その他	66,305	67,760	△1,454
	小計	341,585	345,581	△3,995
合計		953,891	869,337	84,554

当連結会計年度（2022年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	116,051	53,269	62,782
	債券	189,453	188,243	1,210
	国債	999	998	0
	地方債	66,897	66,687	210
	社債	121,557	120,557	1,000
	外国債券	17,788	17,673	115
	その他	93,149	82,706	10,442
	小計	416,443	341,892	74,551
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	12,129	13,686	△1,557
	債券	389,434	394,612	△5,177
	国債	126,798	129,791	△2,992
	地方債	97,548	98,805	△1,257
	社債	165,087	166,015	△927
	外国債券	56,130	58,453	△2,322
	その他	123,576	128,158	△4,581
	小計	581,271	594,911	△13,639
合計		997,715	936,803	60,911

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	15,313	5,680	909
債券	117,224	129	22
国債	10,066	41	—
地方債	4,760	14	0
社債	102,397	73	22
外国債券	544	12	—
その他	33,250	913	1,999
合計	166,333	6,737	2,932

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	13,085	5,353	532
債券	28,299	45	79
国債	14,501	43	32
地方債	—	—	—
社債	13,798	2	47
外国債券	9,790	4	12
その他	19,261	489	967
合計	70,436	5,891	1,590

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、ありません。

当連結会計年度における減損処理額は、72百万円（うち、株式64百万円、債券8百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	84,554
その他有価証券	84,554
（△）繰延税金負債	25,157
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	59,397
（△）非支配株主持分相当額	51
その他有価証券評価差額金	59,345

当連結会計年度（2022年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	60,911
その他有価証券	60,911
（△）繰延税金負債	18,135
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	42,775
（△）非支配株主持分相当額	57
その他有価証券評価差額金	42,718

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	34,709	—	△1,628	△1,628
	売建	32,294	—	△1,692	△1,692
	買建	2,414	—	64	64
合計		—	—	△1,628	△1,628

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約	48,407	—	△1,860	△1,860
	売建	40,198	—	△2,012	△2,012
	買建	8,208	—	152	152
合計		—	—	△1,860	△1,860

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ	有価証券			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		5,000	5,000	144
合計		—	—	—	144

（注）主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度（2022年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ	有価証券			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		20,000	20,000	916
合計		—	—	—	916

（注）主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度、また、確定拠出型の制度として、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

また、退職一時金制度においては、退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	22,122	21,664
勤務費用	776	742
利息費用	71	70
数理計算上の差異の発生額	△80	63
退職給付の支払額	△1,225	△1,217
退職給付債務の期末残高	21,664	21,323

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	23,781	28,442
期待運用収益	300	591
数理計算上の差異の発生額	4,748	△374
事業主からの拠出額	526	520
退職給付の支払額	△914	△937
年金資産の期末残高	28,442	28,242

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	21,664	21,323
年金資産	△28,442	△28,242
	△6,777	△6,918
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,777	△6,918

退職給付に係る負債	683	535
退職給付に係る資産	△7,461	△7,453
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,777	△6,918

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	776	742
利息費用	71	70
期待運用収益	△300	△591
数理計算上の差異の費用処理額	668	343
その他	30	41
確定給付制度に係る退職給付費用	1,247	606

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
数理計算上の差異	5,497	△94
合計	5,497	△94

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
未認識数理計算上の差異	1,428	1,333
合計	1,428	1,333

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
債券	29.9 %	33.4 %
株式	46.6 %	38.3 %
現金及び預金	5.5 %	3.6 %
一般勘定	11.5 %	11.6 %
その他	6.5 %	13.1 %
合計	100.0 %	100.0 %

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は40.0%含まれており、当連結会計年度は39.0%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率		
企業年金基金	0.3%	0.3%
退職一時金	0.2%	0.2%
長期期待運用収益率		
年金資産	1.5%	3.0%
退職給付信託	1.5%	1.5%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度65百万円、当連結会計年度67百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業経費	24百万円	25百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 13,000株	当行普通株式 12,200株	当行普通株式 9,100株
付与日	2012年7月20日	2013年7月19日	2014年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年7月21日 ～2042年7月20日	2013年7月20日 ～2043年7月19日	2014年7月26日 ～2044年7月25日

	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）13名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 7,100株	当行普通株式 10,600株	当行普通株式 7,400株
付与日	2015年7月24日	2016年7月22日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2015年7月25日 ～2045年7月24日	2016年7月23日 ～2046年7月22日	2017年7月22日 ～2047年7月21日

	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）9名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 7,700株	当行普通株式 9,500株	当行普通株式 10,600株
付与日	2018年7月20日	2019年7月19日	2020年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月21日 ～2048年7月20日	2019年7月20日 ～2049年7月19日	2020年7月23日 ～2050年7月22日

	2021年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 10,800株
付与日	2021年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年7月22日 ～2051年7月21日

（注）株式数に換算して記載しております。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2012年ストック ・オプション	2013年ストック ・オプション	2014年ストック ・オプション	2015年ストック ・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	4,000株	6,900株	5,800株	6,100株
権利確定	—	—	—	—
権利行使	2,600株	2,900株	1,900株	2,300株
失効	—	—	—	—
未行使残	1,400株	4,000株	3,900株	3,800株

	2016年ストック ・オプション	2017年ストック ・オプション	2018年ストック ・オプション	2019年ストック ・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計年度末	10,600株	7,400株	7,700株	9,500株
権利確定	—	—	—	—
権利行使	2,900株	1,300株	100株	—
失効	—	—	—	—
未行使残	7,700株	6,100株	7,600株	9,500株

	2020年ストック ・オプション	2021年ストック ・オプション
権利確定前		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	10,800株
失効	—	—
権利確定	—	10,800株
未確定残	—	—
権利確定後		
前連結会計年度末	10,600株	—
権利確定	—	10,800株
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	10,600株	10,800株

②単価情報

	2012年ストック ・オプション	2013年ストック ・オプション	2014年ストック ・オプション	2015年ストック ・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	2,848円	3,375円	3,831円	4,363円
付与日における公正な評価単価	3,645円	4,556円	4,959円	6,811円

	2016年ストック ・オプション	2017年ストック ・オプション	2018年ストック ・オプション	2019年ストック ・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	4,566円	4,700円	4,700円	—
付与日における公正な評価単価	4,466円	6,004円	4,673円	3,523円

	2020年ストック ・オプション	2021年ストック ・オプション
権利行使価格	1円	1円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	2,358円	2,367円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2021年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2021年ストック・オプション
株価変動性(注1)	30.666%
予想残存期間(注2)	4.1年
予想配当(注3)	120円/株
無リスク利率率(注4)	△0.152%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間(2017年6月から2021年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した取締役の平均在任期間と、現在の在任取締役の平均在任期間との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 2021年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,605百万円	3,898百万円
偶発損失引当金	443	478
退職給付に係る負債	1,433	1,387
減価償却費	373	353
有価証券償却	1,536	1,422
土地減損等	379	336
その他	1,761	1,670
繰延税金資産小計	9,533	9,547
評価性引当額 (注1)	△2,276	△2,060
繰延税金資産合計	7,257	7,486
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△1,812	△1,810
その他有価証券評価差額金	△25,157	△18,135
繰延ヘッジ損益	△44	△280
退職給付信託設定益	△337	△337
買換資産圧縮積立金	△191	△191
その他	△12	△11
繰延税金負債合計	△27,555	△20,767
繰延税金負債の純額	△20,298百万円	△13,280百万円

(注1) 評価性引当額が215百万円減少しております。この減少の主な内容は、有価証券の減損に係る評価性引当額が114百万円及び土地の減損に係る評価性引当額が42百万円減少したことであります。

(注2) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産－繰延税金資産	185百万円	195百万円
負債－繰延税金負債	20,484	13,475

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.60%	30.60%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17	0.22
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.80	△1.29
評価性引当額	△3.18	△1.39
その他	1.36	0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.15%	28.24%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報及び顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しております。

したがって、当行グループは、金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務、投資信託及び生命保険商品の窓口販売業務並びに証券業務等を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	44,399	7,945	52,345	935	53,281	—	53,281
セグメント間の内 部経常収益	123	220	344	286	630	△630	—
計	44,523	8,166	52,689	1,221	53,911	△630	53,281
セグメント利益	5,576	336	5,912	133	6,046	△2	6,043
セグメント資産	3,770,026	24,167	3,794,194	5,779	3,799,974	△11,841	3,788,132
セグメント負債	3,534,455	18,220	3,552,675	908	3,553,583	△11,842	3,541,740
その他の項目							
減価償却費	1,432	140	1,573	16	1,589	—	1,589
資金運用収益	29,197	9	29,207	29	29,236	△36	29,200
資金調達費用	354	61	416	2	418	△66	351
貸倒引当金繰入額	6,017	△31	5,986	7	5,994	△0	5,993
有価証券減損処理 額	—	—	—	—	—	—	—
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	2,145	2	2,147	0	2,147	—	2,147

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業及び電算機による業務処理等事業であります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	47,341	7,778	55,119	992	56,112	—	56,112
セグメント間の内 部経常収益	121	304	426	268	694	△694	—
計	47,463	8,082	55,545	1,261	56,807	△694	56,112
セグメント利益	15,212	144	15,356	181	15,538	△3	15,534
セグメント資産	4,304,275	22,778	4,327,054	6,024	4,333,079	△12,329	4,320,749
セグメント負債	4,075,846	16,741	4,092,588	978	4,093,566	△12,329	4,081,237
その他の項目							
減価償却費	1,562	159	1,721	17	1,738	—	1,738
資金運用収益	32,289	9	32,298	25	32,324	△36	32,288
資金調達費用	381	57	438	2	440	△84	356
貸倒引当金繰入額	1,867	134	2,002	31	2,033	0	2,034
有価証券減損処理 額	76	—	76	—	76	—	76
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	952	1	954	25	980	—	980

（注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業、電算機による業務処理等事業及び投資事業有限責任組合の組成運営業務等であります。

3. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

これによる、当連結会計年度の報告セグメントに与える影響額は軽微であります。

５．財又はサービスの種類別の収益の分解情報を併記した事業セグメント表

当連結会計年度（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	6,809	425	7,235	874	8,109
預金・貸出業務	273	—	273	—	273
為替業務	2,135	—	2,135	—	2,135
代理業務	4,297	—	4,297	—	4,297
その他	103	425	528	874	1,403
その他経常収益	74	—	74	0	74
顧客との契約から生じる経常収益	6,884	425	7,309	874	8,184
上記以外の経常収益	40,457	7,352	47,809	118	47,928
外部顧客に対する経常収益	47,341	7,778	55,119	992	56,112

（注）１．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業、電算機による業務処理等事業及び投資事業有限責任組合の組成運営業務等であります。

６．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

上記分解情報に記載している銀行業の役務取引等収益のうち、主なものは、預金・貸出業務は融資関連手数料、為替業務は内国及び外国為替手数料、代理業務は口座振替手数料及び預かり資産手数料であり、役務の提供時点で履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20,614	16,820	7,945	7,900	53,281

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行グループは、有形固定資産の所在地が国内のため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	22,977	16,719	7,778	8,637	56,112

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、有形固定資産の所在地が国内のため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	50	—	50	—	50

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	186	—	186	—	186

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

- ・連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引
- ・連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	所在地	資本金 又は出 資金(百 万円)	事 業 容 職 内 は 又 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員	飯 田 徳 保	—	—	当 行 役 取 締 役	被 所 有 直 接 0.01	—	資金の 貸 付	(平均残高) 11 (貸出金利息) 0	貸出金	10
役員の 近親者	犬 飼 康 道	—	—	税 理 士	—	—	資金の 貸 付	(平均残高) 33 (貸出金利息) 0	貸出金	31

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	所在地	資本金 又は出 資金(百 万円)	事 業 容 職 内 は 又 業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員の 近親者	犬 飼 康 道	—	—	税 理 士	—	—	資金の 貸 付	(平均残高) 30 (貸出金利息) 0	貸出金	29

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	22,480円79銭	21,811円72銭
1株当たり当期純利益	396円82銭	1,017円22銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	394円46銭	1,011円45銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	246,391	239,512
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,637	4,664
うち新株予約権	百万円	302	259
うち非支配株主持分	百万円	4,335	4,405
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	241,753	234,848
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	10,753	10,767

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,266	10,945
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,266	10,945
普通株式の期中平均株式数	千株	10,751	10,759
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	64	61
うち新株予約権	千株	64	61
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

(当行と株式会社中京銀行との経営統合について)

株式会社愛知銀行（取締役頭取 伊藤行記、以下「愛知銀行」といいます。）と株式会社中京銀行（取締役頭取 小林秀夫、以下「中京銀行」といい、愛知銀行と中京銀行を総称して「両行」といいます。）は、2021年12月10日に両行間で締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2022年5月11日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等が得られること並びに株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）がその保有する中京銀行株式8,534,385株の全てを本自己株公開買付け（以下、2.に定義されます。）に応募したうえで本自己株公開買付けの決済が適法に完了していること等を前提として、共同株式移転の方式により2022年10月3日をもって両行の完全親会社となる「株式会社あいちフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結するとともに、株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

なお、2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会において、本株式移転計画について承認されております。

1. 本株式移転による経営統合の目的

(1) 経営統合の経緯・目的

愛知銀行と中京銀行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア（以下「当地区」といいます。）では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。

また、フィンテック企業などの異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなっている一方、それらを競争相手としてだけでなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。

両行は、既に2021年12月10日付プレスリリース「株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の経営統合に関する基本合意について」においてお知らせしておりますように、本基本合意書に基づき、2022年10月3日を目途とする本株式移転による共同持株会社の設立及び共同持株会社のもとでの将来的な両行の合併を基本方針とする経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めてまいりましたが、2022年5月11日に両行が相互信頼及び対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(2) 本株式移転の方式、本株式移転に係る割当ての内容

①株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

②本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	愛知銀行	中京銀行
株式移転比率	3.33	1

(注1) 株式の割当比率

愛知銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.33株を、中京銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に對し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本経営統合契約書の締結後、本株式移転の効力発生日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合等においては、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：49,094,859株

上記は、愛知銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（10,943,240株）及び中京銀行の2022年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（21,780,058株）を前提として算出しております。但し、中京銀行は本自己株公開買付けにより三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株を自己株式として取得する予定であること、及び、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが所有する自己株式の全部を消却する予定であることに鑑み、愛知銀行の2022年3月31日時点における自己株式数（176,172株）並びに中京銀行の2022年3月31日時点における自己株式数（5,150株）及び中京銀行が本自己株公開買付けにより取得する予定である三菱UFJ銀行が保有する普通株式8,534,385株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本自己株公開買付けの結果、愛知銀行又は中京銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の2022年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）及びその他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

（3）本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、愛知銀行及び中京銀行がそれぞれ発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当交付いたします。なお、両行は、新株予約権付社債を発行していません。

2. 本株式移転の日程

2021年12月10日（金）	本基本合意書の締結（両行）
2022年 3月 2日（水）	公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領
2022年 3月31日（木）	定時株主総会に係る基準日（両行）
2022年 5月11日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行） 本株式移転計画の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画の作成（両行） 本自社株公開買付け応募契約書の締結に係る取締役会決議及び本自社株公開買付け応募契約書の締結（中京銀行）
2022年 6月24日（金）	定時株主総会開催（本株式移転計画の承認決議）（両行）
2022年 9月29日（木）（予定）	東京証券取引所、名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
2022年 9月30日（金）まで（予定）	本自己株公開買付けの決済開始日
2022年 9月30日（金）（予定）	両行の中間配当（中京銀行による特別配当を含む）の基準日
2022年10月 3日（月）（予定）	共同持株会社の成立日（本株式移転の効力発生日） 共同持株会社の株式上場日

（注）今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

3. 本株式移転の当事会社の概要（2022年3月末時点）

名称	株式会社愛知銀行	株式会社中京銀行
所在地	名古屋市中区栄三丁目14番12号	名古屋市中区栄三丁目33番13号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 伊藤 行記	取締役頭取 小林 秀夫
事業内容	銀行業	銀行業
資本金	180億円	318億円
設立年月日	1944年5月15日	1943年2月10日
発行済株式数	普通株式 10,943,240株	普通株式 21,780,058株
決算期	3月31日	3月31日

4. 本株式移転により新たに設立する会社

商号	株式会社あいちフィナンシャルグループ (英文表示:Aichi Financial Group, Inc.)
本店所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
主な本社機能所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
資本金	20,000 百万円
決算期	3月31日

5. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式移転により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

（債権の取立不能又は取立遅延のおそれについて）

当行及び連結子会社の取引先である株式会社高尾が、2022年5月30日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じました。

当行及び連結子会社の同社に対する債権は、貸出金等3,347百万円であり、担保・保証等で保全されていない不足額1,235百万円につきましては、2022年3月期において423百万円引当処理済であり、残る812百万円につきましては2023年3月期第1四半期において必要な引当処理等を行う予定であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	166,852	455,615	0.00	—
借入金	166,852	455,615	0.00	2022年4月～ 2027年11月
リース債務	68	48	1.24	2022年4月～ 2026年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	252,885	13,622	128,575	59,975	520
リース債務 (百万円)	20	20	5	1	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーは、ありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	14,825	26,804	42,016	56,112
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	5,028	6,454	12,262	15,374
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	3,538	4,504	8,700	10,945
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	328.94	418.63	808.67	1,017.22

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	328.94	89.71	390.04	208.56

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	226,362	484,701
現金	28,245	25,412
預け金	198,117	459,289
コールローン	590	2,888
買入金銭債権	3,090	7,238
商品有価証券	—	49
商品国債	—	49
有価証券	※2,※5 954,671	※2,※5 994,364
国債	92,408	127,797
地方債	163,408	164,445
社債	※8 283,865	※8 286,645
株式	※1 138,978	※1 131,212
その他の証券	276,010	284,263
投資損失引当金	△0	△0
貸出金	※2,※4,※5,※6,※9 2,535,515	※2,※4,※5,※6,※9 2,766,466
割引手形	※3 12,858	※3 14,346
手形貸付	37,410	39,454
証書貸付	2,272,898	2,502,007
当座貸越	212,348	210,657
外国為替	※2 1,975	※2 1,528
外国他店預け	1,673	1,141
買入外国為替	※3 5	-
取立外国為替	296	386
その他資産	※2 13,295	※2 14,120
前払費用	10	10
未収収益	1,548	1,706
金融派生商品	209	1,124
金融商品等差入担保金	40	-
その他の資産	※5 11,486	※5 11,278
有形固定資産	※7 34,778	※7 33,870
建物	7,950	7,546
土地	22,766	22,695
リース資産	889	853
建設仮勘定	392	427
その他の有形固定資産	2,779	2,347
無形固定資産	936	719
ソフトウェア	847	596
ソフトウェア仮勘定	4	38
その他の無形固定資産	85	85
前払年金費用	5,349	5,585
支払承諾見返	※2 6,014	※2 5,928
貸倒引当金	△12,911	△13,223
資産の部合計	3,769,668	4,304,237

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
預金	3,225,480	3,393,856
当座預金	228,688	228,840
普通預金	1,838,071	1,938,058
貯蓄預金	15,841	15,683
通知預金	11,828	14,033
定期預金	1,090,662	1,152,522
定期積金	11,434	11,388
その他の預金	28,953	33,329
譲渡性預金	4,100	4,100
コールマネー	—	※5 131,119
債券貸借取引受入担保金	※5 91,318	※5 49,241
借入金	※5 157,170	※5 447,070
借入金	157,170	447,070
外国為替	1,460	1,433
売渡外国為替	1,207	1,248
未払外国為替	252	184
その他負債	20,800	22,132
未払法人税等	1,944	2,445
未払費用	1,125	759
前受収益	1,440	1,510
給付補填備金	0	0
金融派生商品	1,693	2,068
金融商品等受入担保金	—	470
リース債務	939	914
資産除去債務	193	166
その他の負債	13,462	13,797
賞与引当金	572	567
役員賞与引当金	32	32
役員退職慰労引当金	31	35
睡眠預金払戻損失引当金	188	155
偶発損失引当金	1,449	1,564
繰延税金負債	20,046	13,066
再評価に係る繰延税金負債	4,668	4,598
支払承諾	6,014	5,928
負債の部合計	3,533,333	4,074,903
純資産の部		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	13,834	13,834
資本準備金	13,834	13,834
利益剰余金	137,484	146,695
利益準備金	5,392	5,392
その他利益剰余金	132,091	141,302
買換資産圧縮積立金	434	434
別途積立金	127,280	129,280
繰越利益剰余金	4,376	11,587
自己株式	△1,055	△979
株主資本合計	168,263	177,549
その他有価証券評価差額金	59,255	42,616
繰延ヘッジ損益	100	635
土地再評価差額金	8,413	8,272
評価・換算差額等合計	67,768	51,525
新株予約権	302	259
純資産の部合計	236,334	229,334
負債及び純資産の部合計	3,769,668	4,304,237

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	44,521	47,461
資金運用収益	29,197	32,289
貸出金利息	19,190	21,146
有価証券利息配当金	9,911	10,637
コールローン利息	4	0
預け金利息	78	469
その他の受入利息	11	35
役務取引等収益	8,308	8,906
受入為替手数料	2,292	2,149
その他の役務収益	6,016	6,756
その他業務収益	477	539
外国為替売買益	—	77
国債等債券売却益	476	460
国債等債券償還益	—	1
金融派生商品収益	0	—
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	6,538	5,726
投資損失引当金戻入益	1	—
償却債権取立益	1	0
株式等売却益	6,260	5,431
その他の経常収益	274	294
経常費用	38,940	32,261
資金調達費用	354	381
預金利息	244	214
譲渡性預金利息	6	6
コールマネー利息	21	△11
債券貸借取引支払利息	8	7
借用金利息	33	7
金利スワップ支払利息	4	103
その他の支払利息	34	52
役務取引等費用	2,836	2,916
支払為替手数料	439	329
その他の役務費用	2,396	2,587
その他業務費用	2,034	1,061
外国為替売買損	17	—
商品有価証券売却損	0	0
国債等債券売却損	2,016	1,052
国債等債券償却	—	8
営業経費	※1 25,728	※1 24,878
その他経常費用	7,986	3,023
貸倒引当金繰入額	6,017	1,867
投資損失引当金繰入額	—	0
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	9	24
偶発損失引当金繰入額	134	115
株式等売却損	909	532
株式等償却	—	67
その他の経常費用	913	416
経常利益	5,581	15,199

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別利益	15	88
固定資産処分益	12	88
資産除去債務戻入益	2	—
特別損失	93	249
固定資産処分損	42	62
減損損失	50	186
税引前当期純利益	5,502	15,038
法人税、住民税及び事業税	3,096	4,492
法人税等調整額	△1,685	△255
法人税等合計	1,411	4,237
当期純利益	4,091	10,801

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	18,000	13,834	—	13,834	5,392	434	125,280	3,410
当期変動額								
剰余金の配当								△1,075
当期純利益								4,091
自己株式の取得								
自己株式の処分			△3	△3				
土地再評価差額金の取崩								△46
別途積立金の積立							2,000	△2,000
利益剰余金から資本剰余金への振替			3	3				△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,000	966
当期末残高	18,000	13,834	—	13,834	5,392	434	127,280	4,376

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,071	165,280	29,538	—	8,366	37,904	295	203,479
当期変動額								
剰余金の配当		△1,075						△1,075
当期純利益		4,091						4,091
自己株式の取得	△5	△5						△5
自己株式の処分	21	18						18
土地再評価差額金の取崩		△46						△46
別途積立金の積立		—						—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			29,717	100	46	29,864	7	29,871
当期変動額合計	16	2,982	29,717	100	46	29,864	7	32,854
当期末残高	△1,055	168,263	59,255	100	8,413	67,768	302	236,334

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,000	13,834	—	13,834	5,392	434	127,280	4,376	137,484
当期変動額									
剰余金の配当								△1,721	△1,721
当期純利益								10,801	10,801
自己株式の取得									
自己株式の処分			△9	△9					
土地再評価差額金の取崩								140	140
別途積立金の積立							2,000	△2,000	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			9	9				△9	△9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,000	7,211	9,211
当期末残高	18,000	13,834	—	13,834	5,392	434	129,280	11,587	146,695

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,055	168,263	59,255	100	8,413	67,768	302	236,334
当期変動額								
剰余金の配当		△1,721						△1,721
当期純利益		10,801						10,801
自己株式の取得	△3	△3						△3
自己株式の処分	78	69						69
土地再評価差額金の取崩		140						140
別途積立金の積立		—						—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△16,638	535	△140	△16,243	△43	△16,286
当期変動額合計	75	9,286	△16,638	535	△140	△16,243	△43	△6,999
当期末残高	△979	177,549	42,616	635	8,272	51,525	259	229,334

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務等の提供であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これらに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、一部の資産について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	12,911百万円	13,223百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによりキャッシュ・バック等顧客に支払われる対価の一部が、「営業経費」又は「その他経常費用」中の「その他の経常費用」として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更しております。

これによる、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
株式	1,798百万円	1,888百万円

- ※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,707百万円	7,478百万円
危険債権額	32,925百万円	40,489百万円
要管理債権額	4,922百万円	5,005百万円
三月以上延滞債権額	1,184百万円	302百万円
貸出条件緩和債権額	3,737百万円	4,703百万円
小計額	45,555百万円	52,974百万円
正常債権額	2,529,320百万円	2,756,813百万円
合計額	2,574,875百万円	2,809,787百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

- ※ 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
12,863百万円	14,346百万円

- ※ 4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
3,750百万円	3,248百万円

- ※ 5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	297,838百万円	463,045百万円
貸出金	92,679百万円	111,268百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー	－百万円	6,119百万円
債券貸借取引受入担保金	91,318百万円	49,241百万円
借入金	157,160百万円	447,070百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。		
	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	621百万円	704百万円
また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	10,000百万円	10,000百万円
保証金	361百万円	334百万円

- ※ 6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	620,764百万円	619,394百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	620,764百万円	619,394百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※ 7. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	1,892百万円 (－百万円)	1,892百万円 (－百万円)

- ※ 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
32,105百万円	36,078百万円

- ※ 9. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額

前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
15百万円	3百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給与・手当	11,114百万円	11,077百万円
減価償却費	1,434百万円	1,578百万円
土地建物機械賃借料	2,901百万円	2,866百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	1,798	1,888
関連会社株式	—	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,416百万円	3,692百万円
偶発損失引当金	443	478
退職給付引当金	57	—
減価償却費	371	348
有価証券償却	1,504	1,390
土地減損等	379	336
その他	1,682	1,599
繰延税金資産小計	7,856	7,846
評価性引当額	△2,194	△1,985
繰延税金資産合計	5,661	5,861
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△25,122	△18,092
退職給付引当金	—	△14
退職給付信託設定益	△337	△337
繰延ヘッジ損益	△44	△280
買換資産圧縮積立金	△191	△191
その他	△12	△11
繰延税金負債合計	△25,707	△18,928
繰延税金負債の純額	△20,046百万円	△13,066百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.60%	30.60%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18	0.20
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.04	△1.32
住民税均等割等	0.92	0.33
評価性引当額	△3.19	△1.39
その他	0.16	△0.26
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.64%	28.17%

(収益認識関係)

連結財務諸表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(当行と株式会社中京銀行との経営統合について)

連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象) (当行と株式会社中京銀行との経営統合について)」に記載した内容と同一であります。

(債権の取立不能又は取立遅延のおそれについて)

当行の取引先である株式会社高尾が、2022年5月30日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じました。

当行の同社に対する債権は、貸出金3,340百万円であり、担保・保証等で保全されていない不足額1,228百万円につきましては、2022年3月期において423百万円引当処理済であり、残る805百万円につきましては2023年3月期第1四半期において必要な引当処理等を行う予定であります。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	24,908	268	459 (77)	24,717	17,171	576	7,546
土地	22,766	—	71 (71)	22,695	—	—	22,695
	[12,283]	[—]	[33]	[12,250]			
リース資産	1,216	189	142	1,263	410	225	853
建設仮勘定	392	79	44	427	—	—	427
その他の有形 固定資産	9,609	311	947 (—)	8,973	6,625	413	2,347
	[798]	[—]	[177]	[621]			
有形固定資産 計	58,894	849	1,665 (149)	58,077	24,207	1,215	33,870
	[13,081]	[—]	[210]	[12,871]			
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	2,695	2,098	363	596
ソフトウェア 仮勘定	—	—	—	38	—	—	38
その他の無形 固定資産	—	—	—	135	50	0	85
無形固定資産 計	—	—	—	2,868	2,149	363	719

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 当期首残高欄、当期増加額欄、当期減少額欄及び当期末残高欄における[]内は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づく土地の再評価実施前の帳簿価額との差額(内書き)であります。

3. 無形固定資産の金額が資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12,911	13,223	1,555	11,356	13,223
一般貸倒引当金	6,304	6,627	—	6,304	6,627
個別貸倒引当金	6,606	6,596	1,555	5,051	6,596
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	0	0	0	0	0
賞与引当金	572	567	572	—	567
役員賞与引当金	32	32	32	—	32
役員退職慰労引当金	31	16	12	—	35
睡眠預金払戻損失引当金	188	155	57	130	155
偶発損失引当金	1,449	1,564	—	1,449	1,564
計	15,187	15,561	2,231	12,936	15,580

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
個別貸倒引当金……………洗替による取崩額
投資損失引当金……………洗替による取崩額
睡眠預金払戻損失引当金……………洗替による取崩額
偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,944	2,445	1,944	—	2,445
未払法人税等	1,459	1,845	1,459	—	1,845
未払事業税	485	600	485	—	600

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り・売渡し			
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所	――		
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	電子公告により当行ホームページに掲載する。ただし、やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞及び中日新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.aichibank.co.jp		
株主に対する特典	3月31日現在において100株（1単元）以上保有の株主に対して、保有期間・保有株数に応じて次の優待を実施します。		
	対象となる株主	保有期間	優待内容
	毎年3月31日現在で100株以上保有の株主	1年未満	①株主優遇定期預金〔スーパー定期：期間1年、金額10万円以上200万円以内〕 金利：店頭表示金利＋年0.15%金利上乘せ ②株主優遇外貨定期預金〔外貨定期預金：期間1.3.6か月・1年、金額1,000米ドル（または豪ドル）以上20,000米ドル（または豪ドル）以内〕 金利：店頭表示金利＋年0.8%金利上乘せ ※上記①②のうち、いずれかを選択
		継続して1年以上（注）	上記①②のうち、いずれかの優待に加えて、3,000円相当の優待品を贈呈
(注)「継続して1年以上保有している株主」とは、毎年3月31日現在で、当行株式100株以上を1年以上継続保有している株主で、過去1年間（前年の3月31日及び9月30日）の株主名簿に同一株主番号で連続して記録された株主であります。			

（注）1. 当行定款の定めにより、単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を制限しております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求することができる権利

2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」

（2004年法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取り等株式の取扱いについては、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録された株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行が取り扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第112期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月25日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第113期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月6日 関東財務局長に提出。

第113期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月25日 関東財務局長に提出。

第113期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月7日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年6月30日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2021年12月10日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3（株式移転）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2022年5月11日 関東財務局長に提出。

2021年12月10日提出の臨時報告書（株式移転）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月24日

株式会社愛知銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛知銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛知銀行及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社中京銀行との間で締結した経営統合契約書に基づき、共同株式移転の方式により2022年10月3日をもって両行の完全親会社となる株式会社あいちフィナンシャルグループを設立することに係る株式移転計画について、2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会において、承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社の取引先である株式会社高尾が、2022年5月30日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

法人向け貸出金に対する貸倒引当金に係る債務者区分の判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社愛知銀行（以下「愛知銀行」という。）の当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸倒引当金14,059百万円が計上されている。貸倒引当金の対象となる与信残高の大半は、2,759,402百万円の貸出金が占める。また、貸出金は、連結総資産4,320,749百万円の重要な割合を占めている。 このうち連結親法人である愛知銀行の財務諸表におけるそれぞれの残高は、貸倒引当金13,223百万円、貸出金2,766,466百万円である。なお、貸倒引当金の対象となる与信残高は、法人向け貸出金が大半を占める。 連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）5. (5)及び（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、愛知銀行は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、判定された債務者区分に応じて、償却・引当規定に則り貸倒引当金を計上している。 愛知銀行の法人向け貸出金に対する債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因を勘案した判断を加えて判定しており、主に以下の領域において見積りの不確実性が高くなっている。 ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握（財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む） ・直近の経済環境やリスク要因、特に新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた将来の見通し 以上から、当監査法人は、愛知銀行の法人向け貸出金に対する貸倒引当金に係る債務者区分の判定の妥当性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、愛知銀行の法人向け貸出金に対する貸倒引当金に係る債務者区分の判定の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 債務者区分の判定の妥当性に関連する以下の内部統制に係る整備状況及び運用状況について評価を実施した。 ・資産査定部署において自己査定基準への準拠性を検証する内部統制の評価 ・財務分析に用いられる債務者の財務情報の信頼性を担保する内部統制の評価 (2) 債務者区分の判定の妥当性の評価 法人向け貸出金に対する債務者区分の判定の妥当性を評価するにあたっては、定量的要因（仮に債務者区分の判定が適切に行われていなかった場合の貸倒引当金に与える金額的影響等）や定性的要因（新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと想定される業種等を含む）を勘案して債務者を抽出し、主に以下の手続を実施した。 ・対象債務者の債務者区分の判定にあたり、愛知銀行が実施した対象債務者の財務情報の分析結果や、当該判定に係る記録や文書を閲覧した。 ・資産査定部署への質問や監査人自らが入手した公表情報等に基づき、対象債務者を取り巻く経営環境、損益・財務・資金繰り状況、金融機関等の支援状況を総合的に検討した。 ・対象債務者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した先については、今後の業況回復見込み等について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社愛知銀行の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社愛知銀行が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社と株式会社中京銀行との間で締結した経営統合契約書に基づき、株式移転契約書を共同で作成し、2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会において、承認された。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社愛知銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛知銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛知銀行の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社と株式会社中京銀行との間で締結した経営統合契約書に基づき、共同株式移転の方式により2022年10月3日をもって両行の完全親会社となる株式会社あいちフィナンシャルグループを設立することに係る株式移転計画について、2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会において、承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社高尾が、2022年5月30日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

法人向け貸出金に対する貸倒引当金に係る債務者区分の判定の妥当性

個別財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「法人向け貸出金に対する貸倒引当金に係る債務者区分の判定の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「法人向け貸出金に対する貸倒引当金に係る債務者区分の判定の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。